

平成29年度

学修要覧

知識工学部

東京都市大学

東京都市大学で学ぶこと

学長 三木 千壽

大学で学ぶことの意義は何でしょうか。高校までは生徒と呼ばれていましたが、大学では学生に変わります。生徒と学生の違いは何でしょう。広辞苑によれば生徒は教育を受ける者、学生は大学で学ぶ者、学業を修める者、となっています。すなわち生徒は受動的に学ぶのに対して、学生は能動的に自ら学ぶことになります。最初のステップは、自分がどのような人間になりたいのか、大学で何を学びたいのか、を考えてください。高校までは大学入試を目指して勉強してきたことでしょう。大学での学修の目標は決してテストのため、良い就職をすることだけではありません。

東京都市大学の理念は「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」です。自分がどのような人材として社会発展に貢献できるのかを考えてください。都市大の前身の一つである武蔵工業大学は工業教育の理想を求める学生が創設した日本においては稀な大学です。この精神を受け継ぎ、皆さんが主体的に学ぶことを期待します。

最近は大学のランキングがしばしば話題になります。昨年度の Times Higher Education (THE) の世界ランキングにおいて 800～960 位に本学もランクインしました。ランクインした日本の大学は 69 校です。大学の評価には様々な軸がありますが、都市大としては「入学時から卒業時までどれくらい能力を上げることができたか」その指標でのベストバリュー大学を目指しています。本学の伝統である実践的な専門力に加えて、教養やコミュニケーションなどの人間力のアップにも力を入れています。

都市大が輩出する人材像は、世界のどこでも活躍できるグローバルな人材です。国際人になりましょう。平成 27 年度の入学生から都市大オーストラリアプログラム (TAP) をスタートしました。27 年度は約 200 名、28 年度は約 230 名の学生がオーストラリアのパースにあるエディスコーワン大学へ 5 か月の留学をします。多くの学生が、留学前の準備教育で TOEIC の成績を 100 点以上アップさせてオーストラリアへ出発し、帰国後の試験で 200 点以上アップする学生もおります。何より顔つきが国際人になっています。

都市大では教職員が一丸となって、大学としての最高レベルの教育を提供します。皆さんそれぞれの能力を最大限に伸ばすことを目標とし、皆さんからの能動により、その教育内容はますます改善されていきます。

卒業時に「よく学んだ」と言わせたいと考えています。



目 次

東京都市大学で学ぶこと

学長 三木 千壽

東京都市大学

■ 大学概要	3
■ 沿 革	5
■ 学年暦	7
■ 東京都市大学学則	9
■ 関係規程	25
1. 東京都市大学 学位規程	25
2. 東京都市大学 認定留学に関する規程	29
3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程	31
4. 東京都市大学 授業料等納入規程	35
5. 東京都市大学 情報システム利用規則	37
6. 東京都市大学の情報システムに関する 情報セキュリティポリシー 基本方針	39

知識工学部

■ 知識工学部：人材の養成及び教育研究上の目的	43
■ 知識工学部：カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	45
■ 知識工学部：履修要綱	49
1. 単位	49
2. 授業科目	49
3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）	50
4. 授業時間	53
5. 休講措置	53
6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による 気象警報発表時の授業措置	53
7. 科目試験	54
8. 科目成績	55
9. 単位修得状況や成績に関する指導	55
10. 3年次進級条件	55
11. 卒業研究着手（4年次への進級）条件	55
12. 修業年限と卒業延期	56
13. 教職課程の科目の履修	56
14. 他学科・他学部・他大学の科目の履修	56
15. 学部・大学院一貫教育	58
16. 海外研修等への参加	59
■ 東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP）	61

工学部・知識工学部 共通分野：教養科目・体育科目・外国語科目

■教養科目	64
■体育科目	64
■外国語科目	64

知識工学部 知識工学基盤科目

■知識工学基盤科目	72
-----------------	----

知識工学部 学科：知識工学基盤科目・専門科目

■情報科学科	78
■情報通信工学科	96
■経営システム工学科	110
■自然科学科	124

工学部・知識工学部 教職課程・博物館学芸員課程

■教職課程概要	136
■教職に関する科目・教科に関する科目・教科又は教職に関する科目 ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	141
■博物館学芸員課程	172

関係情報

■図書館	177
■情報基盤センター	181
■学生生活関連	185
■大学院工学研究科	191
■各種資格	195
■教職員名簿	197
■校舎配置図	207



理念

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」

——建学の精神“公正”“自由”“自治”を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■工学部	FACULTY OF ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
電気電子工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL AND ELECTRONIC ENGINEERING	110	440
エネルギー化学科	DEPARTMENT OF CHEMISTRY AND ENERGY ENGINEERING	70	280
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	110	440
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		725	2,900
■知識工学部	FACULTY OF KNOWLEDGE ENGINEERING		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
情報通信工学科	DEPARTMENT OF INFORMATION AND COMMUNICATION ENGINEERING	60	240
経営システム工学科	DEPARTMENT OF INDUSTRIAL AND MANAGEMENT SYSTEMS ENGINEERING	75	300
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		295	1,180
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境マネジメント学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT	70	280
		160	640
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	90	360
		180	720
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
児童学科	DEPARTMENT OF CHILD STUDIES	100	400
		1,620	6,480

■世田谷キャンパス【工学部】【知識工学部】	
〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1	
■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】	
〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1	
■等々力キャンパス【都市生活学部】【人間科学部】	■総合研究所〔等々力キャンパス〕
〒158-8586 東京都世田谷区等々力8-9-18	〒158-0082 東京都世田谷区等々力8-15-1
	■原子力研究所〔王禅寺キャンパス〕
	〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	修士課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING		MASTER OF ENGINEERING COURSE		DOCTOR OF ENGINEERING COURSE	
機械工学専攻	MECHANICAL ENGINEERING		36	72	5	15
機械システム工学専攻	MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING		24	48	6	18
電気電子工学専攻	ELECTRICAL AND ELECTRONIC ENGINEERING		30	60	2	6
生体医工学専攻	BIOMEDICAL ENGINEERING		20	40	1	3
情報工学専攻	INFORMATION ENGINEERING		38	76	2	6
建築学専攻	ARCHITECTURE		30	60	5	15
都市工学専攻	CIVIL ENGINEERING		24	48	6	18
システム情報工学専攻	SYSTEMS INFORMATION ENGINEERING		28	56	2	6
エネルギー化学専攻	CHEMISTRY AND ENERGY ENGINEERING		16	32	3	9
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY		15	30	4	12
			261	522	36	108
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		MASTER OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES COURSE		DOCTOR OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES COURSE	
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		20	40	2	6
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES		6	12		
			26	52	2	6
			287	574	38	114

付属施設等 大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜・等々力キャンパス
大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜・等々力キャンパス
大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	等々力キャンパス
大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜・等々力キャンパス
工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿 革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

- 昭和 4年 9月 □武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科、土木工学科、建築工学科の3学科を開設
- 昭和 5年 4月 □建築工学科を建築学科と改称
- 昭和 9年 4月 □機械工学科を増設、計4学科となる
- 昭和17年 4月 □実業学校令、専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築工学科の4学科を設置
- 昭和19年 4月 □武蔵工業専門学校と改称 □機械科、電気科、建築科、土木科とし、同時に電気通信科を増設、計5科となる
-
- 昭和24年 4月 □武蔵工業大学に昇格 □工学部機械工学科、電気工学科、建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任
- 昭和25年 4月 □短期大学部機械科、電気科、建設科の3科を併設
- 昭和27年 4月 □学長に荒川大太郎が就任
- 昭和29年11月 □理事長に五島慶太が就任
- 昭和30年 5月 □学長に元東京工業大学学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任
- 同 6月 □学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称
- 昭和32年 4月 □工学部に電気通信工学科を増設、建設工学科を建築工学科、土木工学科に分離し、工学部は計5学科となる
- 昭和34年 4月 □工学部に生産機械工学科、経営工学科を増設、工学部は計7学科となる
- 同 9月 □理事長に五島昇が就任
- 昭和35年 4月 □原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任
- 同 10月 □工学部建築工学科を建築学科と改称
- 昭和39年 9月 □五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任
- 昭和40年 4月 □工学部機械工学科と生産機械工学科を合併、新たに機械工学科とし、工学部は計6学科となる
- 昭和41年 4月 □大学院工学研究科修士課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
- 昭和42年 5月 □理事長に星野直樹が就任
- 昭和43年 3月 □短期大学部を廃止
- 同 4月 □大学院工学研究科博士後期課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
- 昭和44年 4月 □工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称
- 昭和47年 4月 □大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる
- 昭和49年 3月 □理事長に曾禰益が就任
- 昭和53年 3月 □学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任
- 昭和54年10月 □創立50周年 □情報処理センター発足
- 昭和55年 6月 □理事長に五島昇が就任
- 昭和56年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科博士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻、原子力工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる
- 同 6月 □会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任
- 昭和60年 4月 □工学部電気工学科を電気電子工学科と改称
- 平成元年 9月 □学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任
- 平成 4年 4月 □水素エネルギー研究センター発足
- 平成 6年 5月 □理事長に堀江音太郎が就任
-
- 平成 9年 4月 □環境情報学部環境情報学科を開設、大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科、電子情報工学科、エネルギー基礎工学科を増設、工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足
- 平成10年 9月 □学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任
- 同 10月 □環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得
- 平成11年 4月 □エネルギー環境技術開発センター発足
- 平成12年 4月 □産官学交流センター発足
- 同 5月 □理事長に秋山壽が就任
- 平成13年 4月 □大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設、大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称

- 平成14年 3月 □14号館（サクラセンター＃14（新体育館・食堂））完成
- 同 4月 □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称，大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科，経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部情報メディア学科を増設，環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足
- 平成15年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設，大学院工学研究科博士後期課程は計6専攻となる □工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科，電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科，エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称
- 同 5月 □理事長に山口裕啓が就任
- 平成16年 4月 □総合研究所発足 □9号館（新図書館）完成
- 同 9月 □学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
- 同 10月 □創立75周年
- 平成17年 4月 □大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
- 平成18年 4月 □大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止，修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
- 同 8月 □4号館（新建築学科棟）完成
- 平成19年 4月 □知識工学部情報科学科，情報ネットワーク工学科，応用情報工学科の3学科を開設，大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設，工学部の電子通信工学科，コンピュータ・メディア工学科，システム情報工学科の学生募集を停止，電気電子情報工学科を電気電子工学科，都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称，工学部は計7学科となる
- 同 12月 □室蘭工業大学と包括連携協定を締結
- 平成20年 3月 □昭和大学，多摩美術大学と包括連携協定を締結
- 同 4月 □工学部に原子力安全工学科を増設，工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
- 平成21年 4月 □同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し，大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科，人間科学部児童学科を開設，大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止，電気電子工学専攻，生体医工学専攻，情報工学専攻を開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設，応用情報工学科を経営システム工学科と改称，知識工学部は計4学科となる
- 同 6月 □2号館（生体医工学科棟）完成
- 平成22年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止，エネルギー化学専攻を開設，共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
- 平成23年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター，環境情報学部の情報メディアセンターを改編し，情報基盤センター発足
- 平成23年 5月 □理事長に安達功が就任
- 平成24年 4月 □共通教育部を設置
- 平成25年 4月 □大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設，大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止，環境学部環境創生学科，環境マネジメント学科，メディア情報学部社会メディア学科，情報システム学科を新設，大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称，知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
- 同 9月 □学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
- 同 12月 □1号館完成
- 平成27年 1月 □学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任

平成29年度 学年暦

平成29年度 前期

下表の白抜き部分が授業開講日です。

	月	火	水	木	金	土	日
4月						1	2 入学式
	3 オリエンテーション	4	5	6 F キャンプ	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	祝日 授業日	30
5月	1 振替休校	2 振替休校	3	祝日 授業日	祝日 授業日	6	7
	8	9	10 午後:体育祭	11 体育祭	12	木曜 授業日	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	*休校 振替日
	29	30	31	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	試験 予備日
6月	5	6	7	8	9	10 横浜祭	11
	片付日 振替休校	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
7月	10	11	12	13	14	15	16
	祝日 授業日	18	19	20	21	22	*休校 振替日
	24	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	30
	<u>31</u>	1	2	3	4 オープンキャンパス	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
8月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17

祝日授業日の注意

祝日だが授業を行う日があり、その振替で休校とする日があります。

祝日だが授業を実施	振替休校日
4/29(土)	5/1(月)
5/4(木)	5/2(火)
5/5(金)	6/12(月)
7/17(月)	11/6(月)
9/23(土)	12/25(月)
10/9(月)	1/23(火)
11/23(木)	1/31(水)

振替授業日の注意

5/13(土)は、木曜日開講の授業を行います。

大学	大学院	主要行事
全学		年度開始 4月1日(土)
全学		入学式 4月2日(日)
全学		前期オリエンテーション 4月3日(月)～4月5日(水)
環・メ 工・知 都・人	院環 院工 ——	学生定例健康診断 4月3日(月)～4月5日(水) 4月4日(火)～4月7日(金) 4月4日(火)～4月5日(水)
全1年	——	フレッシュヤーズ・キャンプ: 休講 4月6日(木)～4月7日(金)
——	院環	前期履修登録日 4月11日(火)～4月18日(火) 確認日: 履修登録時
環・メ	——	4月15日(土)～4月18日(火) 確認日: 4月26日(水)～4月27日(木)
都・人	——	4月17日(月)～4月18日(火) 確認日: 4月24日(月)～4月25日(火)
工・知	院工	4月18日(火)～4月20日(木) 確認日: 4月27日(木)～4月28日(金)
——	全※	学位論文主題等届出締切日 環境情報学研究科: 4月27日(木) 工学研究科: 4月28日(金) ※対象: 修士2年次・博士後5年次
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 4月29日(土) ■5/1を振替休校日とする
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 5月4日(木) ■5/2を振替休校日とする
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 5月5日(金) ■6/12を振替休校日とする
全学		体育祭(5/11(木)は休講) 5月10日(水)午後～5月11日(木)
全学		振替授業(木曜日開講の授業を実施) 5月13日(土)
——	入試	大学院入学試験(A日程: 推薦) 工学研究科: 5月17日(水) 環境情報学研究科: 5月20日(土)
——	入試	大学院入学試験(後学期入試: 一般) 環境情報学研究科: 5月20日(土) 工学研究科: 6月30日(金)～7月1日(土)
全学		前期前半末試験(前期前半でクォーター開講する授業の試験) 6月1日(木)～3日(土) ※4日は試験予備日とする
全学 (横浜キャンパス)		東京都市大学横浜祭 ※6/10(土)は全キャンパス授業実施 6月10日(土)午後～6月11日(日) 6月12日(月)片付日(振替休校)
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 7月17日(月) ■11/6を振替休校日とする
全学		前期末試験 7月25日(火)～7月29日(土)、31日(月)
全学		夏期休業 8月1日(火)～9月20日(水)
全学		オープンキャンパス 8月4日(金)～8月5日(土)(全キャンパス)
全	——	転学部・転学科試験(予定) 9月5日(火)
——	入試	大学院入学試験(B日程: 一般) 工学研究科: 9月5日(火)～9月7日(木) 環境情報学研究科: 9月6日(水)

オープンキャンパス

別日程でキャンパス毎にも行う予定です。

*休校振替日

台風等で休校が発生し振替が必要な場合に、授業を行う予備日です。

人間科学部 実習

人間科学部は、以下の実習期間に応じて、別途補講などが指示されます。

実習種類	学年	期間
保育実習(1)	保育園	3年 2017/6/12(月)～6/24(土)
	施設	3年 2017/8/1(火)～9/10(日)
保育実習(2)	保育園	4年 2017/6/19(月)～7/1(土)
保育実習(3)	施設	4年 2017/8/1(火)～9/10(日)
幼稚園: 観察実習	幼稚園	2年 2018/2/7(水)～2/14(水)
幼稚園: 責任実習	幼稚園	3年 2018/2/7(水)～2/28(水)

大学	大学院	主要行事
全学		後期オリエンテーション 9月21日(木)
——	院環※	学位論文主題仮提出に関するガイダンス ※対象：修士1年次 環境情報学研究科：9月21日(木)
全学		祝日授業日 （祝日だが授業を実施） 9月23日(土) ■12/25を振替休校日とする
——	院環	後期履修登録日 9月25日(月)～9月30日(土) 確認日：履修登録時
都・人	——	10月2日(月)～10月3日(火) 確認日：10月9日(月)～10月10日(火)
環・メ	——	10月4日(水)～10月6日(金) 確認日：10月13日(金)～10月14日(土)
工・知	院工	10月4日(水)～10月6日(金) 確認日：10月12日(木)～10月13日(金)
——	院環※	学位論文主題仮提出締切日 環境情報学研究科：10月5日(木) ※対象：修士1年次
入試	——	AO型入学試験(2次) 10月14日(土)
全学		祝日授業日 （祝日だが授業を実施） 10月9日(月) ■1/23を振替休校日とする
全学		創立記念日 10月17日(火)
——	院環※	学位請求書・学位論文等の提出に関するガイダンス 環境情報学研究科：11月2日(木) ※対象：修士2年次
全学 (世田谷キャンパス) (等々力キャンパス)		東京都市大学世田谷祭／等々力祭 11月3日(金)準備日（祝日による休校） 11月4日(土)（休講）～11月5日(日) 11月6日(月)片付日（振替休校）
入試	——	付属進学制度／編入学試験 11月11日(土)
入試	——	指定校推薦入学考査／公募推薦入学試験 11月12日(日)
全学		後期前半末試験（後期前半でクォーター開講する授業の試験） 11月15日(水)～17日(金) ※19日は試験予備日とする
全学		祝日授業日 （祝日だが授業を実施） 11月23日(木) ■1/31を振替休校日とする
——	全※	学位論文提出締切日 環境情報学研究科：11月28日(火) 工学研究科：11月30日(木) ※対象：博士後5年次
全学		冬期休業 12月26日(火)～1月5日(金)
入試	——	外国人留学生入試 1月6日(土)
入試	——	大学入試センター試験：休講 1月13日(土)～1月14日(日)
全学		学年末試験 1月24日(水)～1月27日(土)、29日(月)、30日(火)
——	全※	学位請求書・学位論文等提出締切日 ※対象：修士2年次・博士後5年次 工学研究科／環境情報学研究科：1月30日(火)
入試	——	全学統一入試／一般入試(前期) 2月1日(木)／2月2日(金)～2月4日(日)
——	入試	大学院入学試験(C日程：一般) 環境情報学研究科：2月16日(金) 工学研究科：2月20日(火)～2月22日(木)
入試	——	一般入試(後期) 2月28日(水)
全学		学位授与(博士・修士・学士)資格認定者発表日 3月12日(月)
全学		学位授与式 3月19日(月)
全学		年度終了 3月31日(土)

平成29年度 後期

下表の白抜き部分が授業開講日です。

	月	火	水	木	金	土	日
9月	18	19	20	21 オリエンテーション	22	祝日 授業日	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	祝日 授業日	10	11	12	13	14	15
	16	17 創立記念日	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	*休校 振替日
	30	31	1	2	3 準備日	世田谷祭 等々力祭	
11月	片付日 振替休校	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	試験 予備日
	20	21	22	祝日 授業日	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
12月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25 振替休校	26	27	28	29	30	31
1月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13 センター試験	14
	15	16	17	18	19	20	*休校 振替日
	22	23 振替休校	24	25	26	27	28
	29	30	31 振替休校	1	2	3	4
2月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	1	2	3	4
3月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	学位 授与式	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

第3条 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本大学に、工学部、知識工学部、環境学部、メディア情報学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部における学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	原子力安全工学科	45	180
	医用工学科	60	240
	電気電子工学科	110	440
	エネルギー化学科	70	280
	建築学科	110	440
	都市工学科	100	400
	計	725	2,900
知識工学部	情報科学科	100	400
	情報通信工学科	60	240
	経営システム工学科	75	300
	自然科学科	60	240
	計	295	1,180
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境マネジメント学科	70	280
	計	160	640
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	90	360
	計	180	720
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	児童学科	100	400
合 計		1,620	6,480

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(共通教育部)

第4条の3 本大学に、共通教育部を置く。

2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本大学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

第7条 本大学に、学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(付属施設)

第8条 本大学に、以下の付属施設を置く。

(1) 総合研究所

(2) 情報基盤センター

2 工学部に、原子力研究所を置く。

3 付属施設に関する規程は、別に定める。

(付属学校)

第9条 本大学に、次の付属学校を置く。

(1) 附属高等学校

(2) 附属中学校

(3) 等々力高等学校

(4) 等々力中学校

(5) 塩尻高等学校

(6) 附属小学校

(7) 二子幼稚園

2 付属学校の学則は、別に定める。

第3章 職員

(職員組織)

第10条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長を置くことができる。
- 3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。
- 4 各学部、各学部に、学部長を置く。
- 5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

第11条 各学科の主要な学科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。

- 2 各学科の学科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第12条 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。

- 2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第13条 各学部に、教授会を置く。

- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。
 - (1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。
 - (2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第14条 工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、工学基礎科目、専門科目並びに教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目に区分する。

- 2 知識工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、知識工学基礎科目、専門科目並びに教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目に区分する。
- 3 環境学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基礎科目・学科専門科目)に区分する。
- 4 メディア情報学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基礎科目・学科専門科目)、並びに教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目に区分する。
- 5 都市生活学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。
- 6 人間科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門科目並びに教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目に区分する。

(履修単位及び年限)

第15条 学生は、4年以上在学し、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

工学部 機械工学科，機械システム工学科，原子力安全工学科，医用工学科，電気電子工学科，エネルギー化学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	2単位
外国語科目	8単位
工学基礎科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	110単位
自由選択 ※	14単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

工学部 建築学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	2単位
外国語科目	8単位
工学基礎科目	30単位
専門科目	67単位
小 計	117単位
自由選択 ※	7単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して7単位以上修得しなければならない。

工学部 都市工学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	2単位
外国語科目	8単位
工学基礎科目	30単位
専門科目	69単位
小 計	119単位
自由選択 ※	5単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して5単位以上修得しなければならない。

知識工学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	2単位
外国語科目	8単位
知識工学基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	110単位
自由選択 ※	14単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

環境学部

区 分		卒業要件
基礎科目	外国語科目	8 単位
	教養科目	1 0 単位
小 計		1 8 単位
専門基礎科目		3 4 単位
小 計		3 4 単位
専門科目	学科基盤科目	6 0 単位
	学科専門科目	
小 計		6 0 単位
自由選択科目 ※		1 2 単位
合 計		1 2 4 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

体育科目の単位は、自由選択に含める。

メディア情報学部

区 分		卒業要件
基礎科目	外国語科目	8 単位
	教養科目	1 0 単位
小 計		1 8 単位
専門基礎科目		2 0 単位
小 計		2 0 単位
専門科目	学科基盤科目	7 4 単位
	学科専門科目	
小 計		7 4 単位
自由選択科目 ※		1 2 単位
合 計		1 2 4 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

体育科目の単位は、自由選択に含める。

都市生活学部

区 分	卒業要件
教養科目	1 0 単位
外国語科目	6 単位
専門基礎科目	1 6 単位
専門科目	7 8 単位
小 計	1 1 0 単位
自由選択 ※	1 4 単位
合 計	1 2 4 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

体育科目の単位は、自由選択に含める。

人間科学部

区 分	卒業要件
教養科目	2 0 単位
外国語科目	
体育科目	
専門科目	9 0 単位
小 計	1 1 0 単位
自由選択 ※	1 4 単位
合 計	1 2 4 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 工学部及び知識工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、70単位以上を修得しなければ事例研究に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、70単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 工学部及び知識工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級し卒業研究に着手することができない。
- 7 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 8 環境学部及びメディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究及び1・2年次の全ての必修科目を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。

(在学年数及び在学年限)

第16条 前条における、本大学での在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

- 2 編入学、転入学又は再入学した者の在学年数は、前項の規定にかかわらず前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。
 - (1) 2年次入学の場合は1年
 - (2) 3年次入学の場合は2年
- 3 転学部又は転学科の場合は、転学部又は転学科の学年次にかかわらず、第1項による。
- 4 休学期間は在学年数に含めない。
- 5 在学年数は、8年を超えることができない。
- 6 工学部、知識工学部及びメディア情報学部については、2年次までの在学年数は、4年を超えることができない。

(科目の履修届出)

第17条 学生は、履修しようとする科目について、所定の届出をしなければならない。

(教育課程、単位の計算方法及び授業の方法)

第18条 各学部各学科の教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

- 2 本条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし、次の標準により計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習、製図及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 卒業研究は、30時間をもって1単位とするが、内容を考慮して定める。
- 3 本条に規定する各授業科目の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、この授業において修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(編入学者等の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学の学部編入又は転入学する前に、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を、転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

第20条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	(教科)
工 学 部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
	原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 理科)
知識工学部	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 技術)
	エネルギー化学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(理科, 技術)
	建築学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
	都市工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
メディア情報学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 情報)
		中学校教諭一種免許状	(数学)
	情報通信工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 情報)
		中学校教諭一種免許状	(数学)
人間科学部	経営システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 情報)
		中学校教諭一種免許状	(数学)
	自然科学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 理科)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
人間科学部	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	

3 教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の知識工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

第20条の3 児童学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

第6章 学年及び休業

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第27条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学者を定める。入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(1) 大学（外国の大学を含む。）を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者

(4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）

(5) 高等専門学校を卒業した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）

(7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）

2 他の大学（外国の大学を含む。）の在学生が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第30条 やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

第31条 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

第32条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を詳記した休学願を保証人連署の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。

3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中でであっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(願いによる退学)

第33条 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがないときは、願い出て退学することができる。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会に諮り、除籍することがある。

- (1) 所定の学費を納入しないとき。
- (2) 在学年数8年に及んでなお卒業できないとき。この場合の在学年数については第16条を準用する。

(授賞)

第35条 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

(懲戒)

第36条 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第8章 試験及び卒業

(試験の種類)

第37条 試験を分けて、科目試験及び卒業試験とする。

(試験の方法)

第38条 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績によって考査することがある。

(卒業試験)

第39条 卒業試験は、論文、設計又は実験報告等につき、その作成経過を加味して行う。

(受験資格)

第40条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ受験することができる。

(成績の評価)

第41条 試験の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第42条 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第45条 本大学に4年以上在学し、第15条に定める単位を修得し、かつ、卒業試験に合格した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部 (学科)	学位
工学部	学士 (工学)
知識工学部	学士 (工学)
環境学部	学士 (環境学)
メディア情報学部 (社会メディア学科)	学士 (社会情報学)
メディア情報学部 (情報システム学科)	学士 (情報学)
都市生活学部	学士 (都市生活学)
人間科学部	学士 (児童学)

3 第1項の在学年数については、第16条を準用する。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

第10章 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別研究生及び特別聴講学生

(研究生)

第47条 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

(研究生の資格)

第48条 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

(研究生の在学期間)

第49条 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

(研究生の授業料等)

第50条 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究生の証明書)

第51条 研究生で、研究について相当の成果を収めた者に対しては、研究証明書を授与することがある。

(科目等履修生)

第52条 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の資格)

第53条 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

第55条 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第56条 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

第57条 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

第57条の2 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

第59条 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

付 則（平成２８年３月１７日）

- １ この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第４条））。
- ２ 工学部、知識工学部及び都市生活学部の収容定員は、第４条の規定にかかわらず、平成２９年度から平成３１年度までの間、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
工 学 部	機械工学科	４３５	４５０	４６５
	機械システム工学科	３８０	４００	４２０
	原子力安全工学科	１３５	１５０	１６５
	医用工学科	２２５	２３０	２３５
	電気電子工学科	３９５	４１０	４２５
	エネルギー化学科	２８０	２８０	２８０
	建築学科	４１０	４２０	４３０
	都市工学科	３５５	３７０	３８５
	計	２，６１５	２，７１０	２，８０５
知識工学部	情報科学科	３８５	３９０	３９５
	情報通信工学科	２４０	２４０	２４０
	経営システム工学科	３００	３００	３００
	自然科学科	１３５	１７０	２０５
	計	１，０６０	１，１００	１，１４０
都市生活学部	都市生活学科	６１０	６２０	６３０

付 則（平成２８年３月１７日）

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第４６条別表３））。

付 則（平成２８年７月２１日）

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前に入学した者については従前どおりとする。（一部変更（人間科学部児童学科 別表１，別表２））

付 則（平成２９年２月１７日）

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前に入学した者については、第１８条第３項の追加、第４３条及び第４４条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第１５条，第１８条別表１，第２０条第３項別表２））。

別表 1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 18 条）

（省略：該当する学部学科の教育課程表頁を参照）

別表 2 教育職員免許状を取得するための教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目（学則第 20 条）

（省略：該当する学部学科の教職課程教育課程表頁を参照）

別表 3 入学検定料、入学金及び授業料（学則第 46 条）

科 目	学 部	金 額	備 考
入学検定料	全 学 部	35,000 円	大学入試センター試験利用の場合は, 18,000 円
入 学 金	全 学 部	240,000 円	
授 業 料	工 学 部 知 識 工 学 部	1,380,000 円	
	環 境 学 部 メディア情報学部	1,250,000 円	
	都 市 生 活 学 部 人 間 科 学 部	1,130,000 円	

別表 4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第 50 条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000 円
入 学 金	6,000 円
授 業 料	半期分 270,000 円

別表 5 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第 55 条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000 円
入 学 金	10,000 円
履 修 料	1 単位につき 12,000 円

別表6 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第4条の2）

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
工学部		「理論と実践」という教育理念に基づき、現実に即した発想のもとに理論的裏付けを持った実践によって、社会の要請に対応できる技術的能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	機械工学科	機械工学の専門知識の修得と実践的学習を通して、工業が自然や人間社会に及ぼす影響を理解しながら問題発見・問題解決をしてももの作りができる能力及び論理的な思考に基づいたコミュニケーション能力を向上させ、社会の要請に応えられる人材を養成することを目的とする。
	機械システム工学科	機械工学、電気工学、制御工学の基礎を幅広く学修し、機械システムを設計する実践的な経験を積むことにより、社会の多様な要請に応じた機械システムを構築できる技術者を養成することを目的とする。
	原子力安全工学科	原子力の技術継承という社会・産業界の要請を満たすために、原子核や原子力安全の正しい理論学修に加えて放射線を扱う実務を交えた学修によって、高度の原子力理論及び技術を手掛けることのできる専門性を有する技術者の養成を目的とする。
	医用工学科	工学的分野と医学的分野の両方の知識をバランスよく修得し、生体の機能と構造、及び、疾病病態とその治療に関する総合的な理解を深め、両分野を有機的に融合させることで生体情報機器や先端治療機器の研究開発ができる人材、さらには、医療機器の進歩に柔軟に対応できる人材の養成を目的とする。
	電気電子工学科	電気電子工学の基礎となる知識を十分に修得した上で、幅広く専門知識を身に付け、さらに学生実験や卒業研究を通して実践的な経験をつむことにより、進化する社会の中で技術者として生き抜いていく力を養い、現実に即した発想のもと電気電子分野の知識に基づく理論的裏付けを持った実践によって多彩かつ柔軟に応用できる技術者を養成することを目的とする。
	エネルギー化学科	化学・エネルギーに関連する物質、材料、デバイス及びシステムに関する理解を深めることで高度な専門知識・能力を修得し、化学的な視点に立って環境にやさしいクリーンなエネルギーの創成、変換、貯蔵及び利用に必要な高機能性物質や材料並びにデバイスやシステムの開発に貢献できる人材を養成することを目的とする。
	建築学科	科学技術が高度に発展した現代において、歴史・文化を踏まえた上で都市・地域を再生し、人間生活や社会機能の高度化・複雑化に対応でき、自然環境と調和できる建築・都市を実現するために、人間としての幅広い教養、建築学に係わる総合的な基礎能力及び応用能力を培い、広く社会の発展に貢献できる建築設計者・建築技術者の養成を目的とする。
	都市工学科	工学の基礎力及びシビルエンジニアリングに関する実務の理解・デザイン能力を含む総合的問題解決能力をそなえた、社会の中核となる人材を育成すること、並びに人間—自然環境—社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて、都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できるエンジニアを養成することを目的とする。

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
知識工学部		21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成することを目的とする。
	情報科学科	情報科学に関する専門知識と応用能力を兼ね備え、技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、世の中の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けているだけでなく、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている人材を養成することを目的とする。
	情報通信工学科	情報通信分野において、通信システムを支えるネットワーク、通信機器を構成するエレクトロニクスに関する基礎技術の修得、及び演習・実験、卒業研究などの実践的学習に基づく応用技術の修得を通じて、社会に貢献できる技術者を養成することを目的とする。
	経営システム工学科	数理的分析力や情報処理能力を基盤として、複雑なシステムを分析し、その結果から解決案や新しいシステムをデザインし、それをマネジメントと新しいビジネス展開することを通じて、社会に貢献できるマネジメント能力をもった総合的技術者を養成することを目的とする。
	自然科学科	数学・物理学・化学・生物学・地球科学・天文学といった自然科学に関する幅広い知識の涵養により、総合的な見識と判断力を醸成し、自然科学の学術的発展に寄与する調査分析能力を身につけ、科学と社会の架け橋となって人類の持続可能な進歩や福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。
環境学部		地域から地球規模に及ぶ環境問題を科学的に捉え、持続可能な自然環境や都市環境を創造し、経済システムを環境調和型に転換することによって、持続可能な社会の実現に寄与することができる人材の養成を目的とする。
	環境創生学科	持続可能な社会の基盤である生態環境と都市環境並びにそれらの相互関係性を理解するとともに、劣化した自然環境の保全・復元・創造や人間社会にとって快適で安全な都市空間創造についての理念と方法論を修得し、実社会において持続的な環境を創生する専門家として活躍する人材の養成を目的とする。
	環境マネジメント学科	直面する環境問題は、地球温暖化、廃棄物問題と循環型社会づくり、化学物質の環境リスク、大気と水の保全、生物多様性の減少など、人間の日常生活と事業活動が原因で発生している。このような環境問題に対処するために、環境経営と環境政策を基軸とする教育と研究を推進し、持続可能な社会に向けた意思決定を行うことができる人材を養成することを目的とする。
メディア情報学部		人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解し、より良い社会実現に向け、社会的仕組みや情報システムを調査・分析・実現、評価・改善できる人材を養成することを目的とする。
	社会メディア学科	グローバルな諸問題から身近なコミュニケーション問題までを、社会科学的視点から調査分析し、情報メディアを駆使した解決法を編み出し、社会に向けて説得的に提言できる人材、そのために必要な実践力・リサーチ力、デザイン力、コミュニケーション力を備えた人材を養成することを目的とする。
	情報システム学科	人々が幸福に暮らせる自然環境・社会環境を維持発展していく基盤として、多様なニーズに応える安全で安心な情報システムの実現に向けた諸課題に取り組むことで、優れたシステムを作り上げるとともに、その必要性を戦略的に提言・説明し実現に向けマネジメントできるアセスメント力を持った人材の養成を目的とする。
都市生活学部	都市生活学科	魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のため事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材を養成することを目的とする。
人間科学部	児童学科	いのちを大切にし、平和と環境を保持し、人類の持続可能な発展をもたらすため、「保育・教育」「発達・心理」「文化」「保健・福祉」「環境」について総合的に理解し、その向上に貢献できる豊かな感性としなやかな知性を具えた高い専門性を持つ自立する人材の養成を目的とする。

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日

最新改正 平成28年12月19日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 学士（工学）
- (2) 学士（環境学）
- (3) 学士（社会情報学）
- (4) 学士（情報学）
- (5) 学士（都市生活学）
- (6) 学士（児童学）
- (7) 修士（工学）
- (8) 修士（理学）
- (9) 修士（環境情報学）
- (10) 修士（都市生活学）
- (11) 博士（工学）
- (12) 博士（理学）
- (13) 博士（環境情報学）

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立って、精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、東京都市大学学則で定める単位を修得し、かつ、卒業試験に合格し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の修士課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、修士課程を修了した者に授与する。

3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の修士課程に所定の期間在学して、40単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、修士課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。

5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

第5条 修士課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教授を通じて学長に提出するものとする。

2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教授を通じて学長に提出するものとする。

3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。

2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。

3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。

4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。

5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

(専攻内判定)

第7条の2 博士後期課程において、工学研究科の専攻主任は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。環境情報学研究科は、大学院教務委員長が審査委員会の審査結果に基づき、博士後期課程指導教員会議に諮って、学位を授与するか否かを判定する。

2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。

2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

[別表：省略]

付 則(平成28年12月19日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者は、第5条及び第7条の変更について、従前どおりとする。

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。

- 2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。
- 3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

- 2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならない。
- 3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学中の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成24年9月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

制 定 平成27年1月19日

最新改正 平成29年1月23日

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めるため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第4条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第5条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第6条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第7条 本学教職員が第4条、第5条及び第6条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務局（以下「担当事務局」という。）に報告しなければならない。

2 担当事務局は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第8条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務局は、調査委員会設置の要否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務局職員
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。
- 4 確認した内容は、調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第9条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

- 2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 学生部長
 - (3) 教務委員長
 - (4) その他学長が必要と認める者
- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。
- 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第10条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第11条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

- 2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。
- 3 担当事務局は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第12条 担当事務局は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

- 2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第13条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたことと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

- 2 学長は、前項の上申に基づき、第9条、第10条及び第11条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

第14条 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

- 2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。
- 3 自宅待機の期間は、停学期間に含めるものとする。

(不服申立て)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の可否を決定しなければならない。

- 3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。
- 4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第8条から第12条までを準用する。
- 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則 (平成29年1月23日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等とする具体的事例（第5条）

非違行為の内容	具体的事例
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為 傷害行為 薬物犯罪行為 悪質な原因行為による交通事故 窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為 わいせつ行為（痴漢、覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む） ストーカー行為 その他刑法等に抵触する行為
(2) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為 大学が掲示した通達等に反する行為
(3) 大学の秩序を乱し、教育および研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力行為 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用もしくは占拠 本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等 本学が管理するシステムに重大な損害又は不利益を与える行為 本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等 キャンパス・ハラスメントに該当する行為
(4) 大学の教育・研究施設において利用目的に反して行われた不正利用行為	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為 コンピュータ又はネットワークの不正に使用する行為
(5) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	第三者を誹謗中傷する行為 第三者のプライバシーを侵害する行為 本学の社会的信用を失墜させる行為
(6) その他、公序良俗に反する行為	

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的事例（第6条）

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5 年 1 1 月 1 8 日
最新改正 平成 2 8 年 3 月 8 日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第 46 条及び東京都市大学大学院学則第 43 条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を 4 月 3 0 日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の 2 回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を 4 月 3 0 日までとし、後学期分を 1 0 月 2 0 日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を 7 月 3 1 日までとし、後学期分を 1 月 3 1 日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は 5 月及び 7 月、後学期は 1 1 月及び 1 月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料)

第7条 休学者については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として授業料の 2 分の 1 相当額を納入するものとする。ただし、休学理由が傷病、経済的困窮、介護、その他の特別な事情の場合は、審査の上、在籍料を 1 か月当たり 1 万円とする場合がある。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 退学者が再入学を希望した場合は、授業料を納入した期間を在学していた期間とみなす。

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第 3 4 条又は東京都市大学大学院学則第 3 8 条に基づき、前学期分の未納者は 8 月 3 1 日、後学期分の未納者は 2 月 2 8 日をもって除籍とする。

(所管部署)

第 1 1 条 この規程の所管部署は、事務局総務部財務課とする。

(規程の改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則 (平成 2 8 年 3 月 8 日)

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めたときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議，前条に規定する各委員会，又は当該設備等の管理者は，外部からの苦情等に対して調査をした上で，上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか，情報システムに関して必要な事項は，別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は，会議の議を経て所長が行う。

付 則（平成26年1月20日）

- 1 この規則は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により，東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

制 定 平成25年2月18日

最新改正 平成28年3月14日

東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

(基本理念及び目的)

第1条 情報資産は、東京都市大学（以下「本学」という。）にとって重要な資産である。本学は教育・研究を理念としており、この理念を達成するため情報資産を保有し、収集、格納、活用という手段に依存している。情報資産が守られなければ、本学の教育・研究活動の停滞、本学に対する信頼の喪失などといった被害を受けたり、加害者となる可能性がある。したがって、教職員、学生、及びすべての関係者が不斷の努力をもって、本学の情報資産の機密性、完全性、可用性に配慮し、保全しなければならない。そのために、情報を取り扱う教職員、学生、及びすべての関係者がそれぞれの役割の中で、遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準として、「東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）を策定し、それに準拠した実施手順等を定め運用することにより、必要な情報セキュリティを確保することとする。

(役割と位置づけ)

第2条 ポリシーにはこの基本方針及び情報セキュリティポリシー対策基準が含まれる。基本方針は情報セキュリティ対策文書の最高位に位置する。情報セキュリティポリシー対策基準は基本方針に基づいて別途定める。また、ポリシーは、本学が保有する情報資産を正しく取り扱うこと、学長を筆頭にすべての構成員に、情報を正しく取り扱うための指針となる役割を持っている。

(見直しと更新)

第3条 本学の情報資産を守るためには、常に最新の情報を取得し、適切な物理的・人的・技術的セキュリティが実施されているか定期的に調査・監督を実施しなければならない。改善が必要と認められた場合は、速やかにポリシーの更新を行わなければならない。

(法令等遵守)

第4条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、ポリシーのほかに関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(適用対象範囲)

第5条 ポリシーは、「情報資産」を守ることを目的に作成されている。ポリシーにおいて対象とする「情報資産」は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象となる情報は、電子化された情報すべてとする。
- (2) 対象となる情報システムには、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのほか、運用管理及び保守に必要な電子化された文書も含む。

(適用対象者)

第6条 ポリシーは、第5条に掲げる情報及び情報システムを取り扱うすべての構成員に適用する。ここでいう構成員は、教職員、非常勤講師、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の大学構成員と委託業者、来学者等とする。

(評価)

第7条 この基本方針及び情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、ポリシー及びそれに基づく実施手順の点検・評価を定期的実施して見直しを図ることとする。

(用語の定義)

第8条 ポリシーにおける用語の定義は、JISQ27000 に準ずる。

(所管部署)

第9条 この基本方針の所管部署は、事務局総合情報システム部情報運用課とする。

(基本方針の改廃)

第10条 この基本方針の改廃は、情報基盤センター運営会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則（平成 28 年 3 月 14 日）

この基本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

知 識 工 学 部

人材の養成及び教育研究上の目的

カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

履 修 要 綱

東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP）

知識工学部：人材の養成及び教育研究上の目的

人材の養成及び 教育研究上の目的

知識工学部は、21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成することを目的とする。(学則 第4条の2別表6より)

知識工学部で学ぶということ

知識工学部長 田口 亮

これから卒業までの履修計画を立てるにあたって、本学部の教育（カリキュラム）・研究に対する考え方や皆さんに知っておいてもらいたいことを記します。

■知識工学部の教育・研究目標

本学部は、『21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成する』ことを教育・研究目標としています。21世紀は知識が社会生活の基盤となる知識基盤社会であり、かつ、知識がその発展を支える要素となっています。そんな社会を牽引する人材に皆さんが成長してもらいたいと考えています。

知識基盤社会を牽引する人材とは、どのような人材でしょうか？その人材を『“科学技術”と“一般社会”の架け橋となる「知」を創造できる人材』と考えています。そこで、本学部では「知の創造」を体現する能力を持った人材を育成することを目的に教育と研究を進めています。

■知識工学部における科学と工学

科学の歴史は人類の歴史でもあり、古くから、“科学”とは、自然科学、人文科学、および社会科学の総称でした。1949年前後から、「情報」を対象とする新しい科学である「情報科学」が誕生し、コンピュータがその進化を支えています。したがって、現代における“科学”とは、「自然科学、情報科学、人文科学、社会科学」の総称とも言えます。

一方、“工学”とは、自然科学（数学を含む）を基礎として、ときには人文科学や社会科学の知見を用いて、公共の安全、健康、福祉のために有用な事物や快適な環境を構築することを目指す学問です。すなわち、実社会と密接な関係を持つことから、その価値観・目的が多様であり、かつ、実社会の変化に依存し変化することも特徴だと言えます。したがって、『“科学”（自然科学、情報科学、人文科学、社会科学）を基盤とした知識の上で多様な“工学”が展開されている』と考えられます。

“工学”の目的は実社会への「物」の提供にもあるわけですが、工学部が対象とする「物」と本学部が対象とする「もの」は質的な差があります。本学部で対象とする「もの」はソフトウェアやソリューションと言った、形としては存在しない「もの」も含んでいます。まさに、『知識の名にふさわしく、よりしなやかな「もの」』に焦点を当てているわけです。

本学部は4つの学科から構成されていますが、“工学”よりもむしろ“科学”を教育・研究の中心とする学科が存在することが大きな特徴となっています。その知識の源泉となる“科学”を中心に据えた学科が「情報科学科」と「自然科学科」であり、知識の名にふさわしい、しなやかな“工学”を中心に据えた学科が「情報通信工学科」と「経営システム工学科」です。

本学部は『“科学”と“工学”の高度な融合』が図られた学部です。

■将来設計に沿った履修計画

大学における学びのための授業時間割を作成するのは個々の学生です。本学部の各学科は、多様な専門分野を持っています。ここで重要なことは、計画性無しに時間割を作成するのではなく、計画的に時間割を作成することです。また、現代の高度技術社会において研究・開発職等に就くためには学部で学修だけでは不十分です。すなわち、大学院修士課程へ進学することが好ましく、さらに、高度な専門性や研究力を備えるために博士課程まで進むことも考えられます。

『専門分野の絞り込み』と「大学院への進学」の2点について決定した上で授業時間割を計画的に作成することが望ましいことは言うまでもありません。大学1年次の開講科目は、自然科学・数学等の基礎科目、外国語科目と専門の概論的な科目が多いため、この時期に自らの専門分野を決定し、2年次からは専門分野を絞り込んで授業時間割を作成することが望ましいことです。大学院進学に関してですが、進学希望者は成績が基準に達していることを条件に3年生後期から大学院開講科目の履修を可能にする『学部・大学院一貫コース』を整えました。当然、その制度のもとで、『修士課程を5年で修了し、さらに、博士の学位を7年間で取得することも可能』となっています。

平成27年度から本学部ではクォーター制が導入されています。クォーター制とは1年間を4つの学期（第1クォーター～第4クォーター）に分けて、基本的には、同じ科目の講義を週2回受講し、1クォーターで科目履修を可能とします。クォーター制の導入に際して、本学部各学科は科目の整理統合を図り『卒業までのある時期に学生の意思に沿った自由度の高い活動を可能』にしました。そして、充実した活動が実現できるように、本学は「海外語学研修」、「海外インターンシップ」、「国内インターンシップ」等のプログラムを皆さんに提供しています。学内の講義、実験、実習では得ることのできない経験・能力をそれらプログラムが授けてくれるはずです。『自らの将来像（学びの目的）を早くに決定した学生ほど、より充実した大学生活を獲得することができる』のです。そして、皆さんが『高いモチベーションを持って「知識」、「経験」等の獲得を欲するような「学びの姿勢」』を持ってもらうことを期待しております。

■「国際人」の育成

技術系を中心に企業の国際化が急激に進んでいます。日本の企業では社員の英語力評価を「英語を母国語としない者を対象とした、英語によるコミュニケーション能力を検定するための試験：TOEIC」を用いて行っています。TOEICは「聞き取り・読解」から成っていて990点満点の能力試験です。そして、実際に仕事で使える、すなわち、国際人としての目安としては700点以上のスコアが必要であると言われています。今年（2016年）行われているTOEICの公開試験結果の得点分布を見ますと、700点以上の得点を獲得している受験生は25%～30%です。公開試験を受験する方々は社会人が中心で、職場の要求を受けて勉強を積んできている方々です。よって、この700点という得点は大学生にとってを非常に高いスコアです。知識工学部では少なくとも卒業までに25%程度の学生にTOEIC・700点のスコアを得て欲しいと考えています。その切り札となるのが、『本学の国際人育成プログラムの中核をなす、東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP）』です。TAPは5ヵ月間のオーストラリア・パースの滞在を含む本格的な国際人育成プログラムです。国際人として要求される英語力を、まずは、獲得しましょう。

■「人間力」の向上

学修における卒業条件は、学修要覧に記載されている卒業要件に従って開講科目の単位を取得することにあります。しかしながら、定められた単位を取得して「知識」、「専門性」を修得することのみが大学生活の目的ではありません。大学生活において、『「知識」、「専門性」の修得と並んで重要なことが「人間力」の向上』です。

「人間力」を構成する要素を全てあげることは困難ですが、少なくとも、自発性、独自性、積極性、協調性やコミュニケーション能力等が含まれていることは間違いありません。すなわち、『「人間力」の向上は、大学の課外活動、海外語学研修、海外・国内インターンシップさらにはTAP、ボランティア活動等への参加によって成されるもの』と考えられます。本学は、充実した課外活動団体を備え、かつ、多様な海外語学研修、海外・国内インターンシップ制度を提供しています。それらに積極的に参加して下さい。

前述したように、本学部は皆さんに自らの将来像を早くに形成してもらい、それに則した力を備えてもらうことを可能とするために、卒業までのある時期に皆さんの自主的活動が可能となるようにカリキュラムを整備してきております。その時期に海外語学研修、海外・国内インターンシップ等に積極的に参加して「人間力」向上を図って下さい。

■東京都市大学の建学の精神

本学の原点は昭和4年（1929年）に創立した武蔵高等工科学校にあります。一般に私立大学の建学は著名な人物（例えば、慶應義塾の福沢諭吉、同志社の新島襄）が行っています。しかしながら、本学は違います。当時、ある工業技術を学ぶ学校に在籍していた皆さんと同じ年頃の学生達が、その学校の教育内容や講義の行われる環境に不満を抱き、より良い教育を受けたいという思いで立ち上がりました。それらの学生の心意気に賛同した数人の先生が加わって、『公正・自由・自治』の建学の精神のもと、武蔵高等工科学校が創立されました。本学は『学生が中心になって建学した稀有な大学』であり、それが本学の誇りです。そして、建学の精神を真摯に受け止めて本学で学んだ先輩の方々が日本の高度技術を支え、牽引してきたことは言うまでもありません。これも本学の誇りです。

本学部は、「優秀なる工業技術」を求め続けた武蔵高等工科学校・武蔵工業大学の伝統を継承しながら、新時代に則した目標を定め、深い「知識」を備えて「もの」を創ることのできる人材を育成するための教育・研究を進めています。是非、『東京都市大学で学ぶことに誇りを持ち、学びに励むことで、胸を張って社会で活躍して下さい』。

『知識工学部は、自ら進んで学習や活動を行おうとする学生の皆さんにできる限りのサポートをします』。些細なことでも、遠慮なく、教員や職員に相談してください。我々教職員一同は、皆さんのために扉を開けて待っています。

知識工学部

カリキュラムポリシー

教育課程の編成方針

1. 持続可能な社会および環境を損なわない調和のとれた発展を期して定められた本学部の教育・研究目標（*1）を実現するための教育課程を編成する。
2. 高度な科学技術知識を総合的に修得することと、これを国際的な知識基盤社会で活用できるようになることを教授するため、「教養科目、体育科目、外国語科目」「知識工学基盤科目」「専門科目」を体系的に配置する。
3. 学部の教育・研究目標（*1）を、社会の多様性に応じて実現するために、学部共通の「知識工学基盤科目」内に「知識基盤系」科目群を配置し、学生のアカデミックキャリアの早期からのプランニングと実践を支援する。
4. 学生同士および学生と教員が多く時間を共有し、相互の多様性を認めつつ連帯感を持ちながら課題・研究等に取り組む「卒業研究関連科目」群を「専門科目」内に配置することで、主体的に研究・開発を担う資質の養成と、さらには、建学の精神である「公正・自由・自治」を実践する気概を養う。

（*1）知識工学部の教育・研究目標：

「21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成する」

情報科学科

カリキュラムポリシー

教育課程の編成方針

情報工学に関する基盤技術や総合的な情報システムの開発能力を有するとともに、技術者倫理を身に付けた創造性豊かな人材を養成する。情報専門学科におけるカリキュラム標準にも準拠し、以下の能力を修得させるためのカリキュラムを制定する。

1. 自己を確立して社会に貢献するために、様々な社会や文化、および歴史を理解し、世界的な視野で物事を考える能力を修得するための科目を配置する。
2. 技術社会における責任感と倫理観を修得するための科目を配置する。
3. 情報工学を学ぶために必要な数学・自然科学に関する能力を修得するための科目を配置する。
4. コンピュータ全般にわたる基礎とソフトウェア、およびプログラミングに関する基礎的能力を修得するための科目を配置する。
5. 情報工学に関する幅広い視野とその応用力を有する技術者を養成するために「計算機工学」・「メディア工学」・「情報数理」の3つの専門応用科目を配置する。
6. 日本語による論理的記述能力と意思伝達能力の修得、ならびに国際感覚と外国語による意思伝達能力を修得するための科目を配置する。
7. エンジニアリングデザイン能力、およびチームによるプロジェクト遂行能力の修得のため、調査・討論・考察・実験等を行う体験学習科目を配置する。

情報通信工学科

カリキュラムポリシー

教育課程の編成方針

1. 幅広い教養と国際的コミュニケーション能力を修得した上で、情報通信に関する基礎知識、及び高度な専門知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成するために、必要な教育課程を編成する。
2. 情報通信ネットワークを構成するハードウェアからソフトウェアに至る総合的な知識を系統的に修得し、かつ、その知識を実社会で活用できる人材を育成するため、具体的に、ネットワークシステムとネットワークデバイスに関する科目、ならびに関連する科目を体系的に配置する。
3. 情報通信に対し、システムの全体像を捉えるセンスと、要素を分析する緻密な知識を有する技術者の育成を目指す。そのための実験・演習科目及び事例研究、卒業研究などの実践的科目を配置する。
4. 学生同士のコミュニケーションを十分に図ることができ、連帯感を持ちながらも、お互いに切磋琢磨できる環境を提供することで、建学の精神である「公正・自由・自治」を実践する気概を養う。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の期間在学し、本学部のカリキュラムポリシーならびに各学科が定める教育目標に沿って編成された授業科目を履修することにより、次のような能力を修得した学生に対して卒業を認定し、学位を授与する。

1. 科学と工学を体系的に理解すると共に、幅広い教養を有し、課題に対してその本質に立ち戻って解決する能力を身に付けている。
2. 各学科の専門分野での教育を通じて、修得した知識を総合的に活用できる能力および、関連する新しい知識を生涯にわたり探求する能力を身に付けている。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 情報専門学科におけるカリキュラム標準に基づいた専門知識と応用能力を兼ね備え、世の中の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けている。
2. コンピュータに関する基盤技術だけでなく、基盤技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている。

備考

参照基準「情報専門学科におけるカリキュラム標準 J O 7」

米国のコンピュータに関する最大の学会である I E E E (The Institute of Electrical and Electronics Engineers) と ACM (Association for Computing Machinery) が策定した情報専門教育に関するカリキュラムを基に、日本の情報処理学会が日本における情報専門教育の状況に対応して見直しを行った標準的なカリキュラム

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を取得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 情報通信の専門分野での教育を通じて、情報通信工学を体系的に理解すると共に、幅広い教養を有し、課題に対してその本質に立ち戻って解決する能力を身に付けている。
2. 情報通信の専門分野での教育を通じて、修得した知識を総合的に活用できる能力および、関連する新しい知識を生涯にわたり探究する能力を身に付けている。

備考

1. 情報通信工学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーは、日本学術会議の電気電子工学分野の参照基準の議論を踏まえ作成している。
2. 系統的な教育を促進するために、履修モデルを作成し、学修要覧に掲載している。
3. 実験科目を配置し、理論に偏らない実践的なカリキュラムを実施している。

経営システム工学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

経営システム工学の観点から世の中の動きや問題を把握し、数理的知識と情報通信技術を活用し、付加価値の高い製品やサービスあるいはシステムを分析・評価・設計でき、グローバル社会でマネジメントができる人材の養成を目指す。

1. 自然科学・人文科学・社会科学などの教養・体育・外国語科目を配置し、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する。
2. 知識情報化社会における諸問題を分析し、解決する基本的な考え方や方法を学ぶために、数学・自然科学・情報等に関する知識工学の基盤科目を配置する。
3. 経営システム工学における問題解決を図るために必要な情報通信技術、数学的・統計的解析技術およびマネジメント系基礎に関する科目を配置する。
4. 経営活動のための数理・情報活用技術に特化した教育を行い、起業家マインドを持ち、より横断的な知識と技術力を持って、グローバルな視点から様々な問題に対応できる教育を行う。
5. 情報技術および統計的解析技術などの教育とマネジメント系科目の演習・実験を重視し、「経営管理システム」、「市場モデリング」、「人間情報システム」、および「生産システム」の4つの専門科目群で構成する。
6. グローバル経営の必要性が叫ばれるなかで、経営を科学することにより、企業活動を合理的で、効果的に遂行できる能力を持つ人材を育成するための科目を設置する。
7. 実験、実習、演習、体験学習等の科目を設置し、アクティブラーニングによって自ら問題を発見し、数学的に分析・評価・計画・設計できるデザイン力および提案力を育成する。また必修科目のほか多角的な視点を涵養し、専門分野を深化させ、あるいは応用力を身につけるために選択科目を配置する。なお、専門科目の系統的な教育を促進するために、履修モデルを学修要覧に掲載している。

自然科学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

自然科学に関する総合的な見識と健全な判断力を有し、自然科学の学術的發展に寄与する調査分析能力を身につけ、科学と社会の架け橋となって人類の福祉に貢献する人材を育成するため、次のような方針に基づき教育課程を編成し実施する。

1. 自然科学の学術的基礎を幅広く体系的に学べるように科目を配置する。
2. 分析科学、野外調査、情報処理等の技能を実践的に学べるように科目を配置する。
3. 教員、博物館学芸員等に求められる能力と免許、資格が得られるように科目を配置する。
4. 科学史、科学哲学、科学社会学等の素養が得られるように科目を配置する。

ディプロマポリシー 学位授与の方針 所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。 1. 数学、自然科学、情報など知識工学の基礎を社会の様々な問題に応用できる。 2. 経営システム工学の観点から世の中の活動や問題を理解し、問題の対象をシステムとして把握し、対象システムが自然や人間社会に及ぼす影響について考えることができる。 3. 数理的知識と情報通信技術を活用し、付加価値の高い製品やサービスを産出すシステムを分析・評価・設計できる。 4. 日本語で論理的に物事を考え、表現し、発言できる能力、またグローバルな世界で活躍できるコミュニケーション能力およびマネジメント能力を修得している。 5. 経営システム工学科を専門として学修した者として、当学科の教育課程における科目を修得し、それらの必要な到達目標に到達している。 6. 専門課程修得者として自ら問題を発見し、それを解決するためのプロセスを計画的に進め、結果を経営システム工学的に考察できるデザイン能力と責任分担能力を修得している。	備考 1. 経営システム工学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーは日本学術会議の経営学分野（経営工学）の参照基準に準拠している。 2. 経営システム工学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーは J A B E E エンジニアリング系学士課程 経営工学及び関連のエンジニアリング分野の学士課程プログラムに関する分野別要件の認定基準を参考に作成している。 3. 系統的な教育を促進するために、履修モデルを作成し、学修要覧に掲載している。
ディプロマポリシー 学位授与の方針 所定の期間在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。 1. 自然科学に関する総合的な見識と健全な判断力を修得している。 2. 自然科学の学術的発展に寄与する調査分析能力を修得している。 3. 科学の社会の架け橋となって人類の福祉に貢献する能力を修得している。	備考 教育課程は次の法令を参照して編成する。卒業認定・学位授与に際しては、これらの免許、資格のうちいずれか1つの取得に値する能力を修得していることを目標とする。 1. 中学校教諭一種免許状（数学及び理科）及び高等学校教諭一種免許状（数学及び理科）の取得要件を定める教員職員免許法及び同法施行規則 2. 博物館学芸員資格の取得要件を定める博物館法及び同法施行規則

知識工学部：履修要綱

履修要綱は本学学則第5章および第8章に基づいて定められたものである。従って、学生は授業を受けるにあたっては、特にこれを熟読しなければならないものである。

1. 単位

1. 単位制度

本学の教育課程は単位制度に基づいて編成されており、学修の基本でもあるので、単位制度の本質を十分に理解する必要がある。単位は履修した科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるもので、そのレベルに達するためには教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、予習、復習、宿題などの自学自習を必要とする。

大学の授業は講義、演習、実験、実習および実技等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間として、学則第18条の基準に従って計算されるが、本学では講義および演習については、2時間の授業に対して4時間の自学自習を行わせることを基準にしている。

なお、本学知識工学部を卒業するためには4年以上在学して総計124単位以上を修得しなければならない。

2. 単位数

授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間が異なる。週1時限（2時間）の授業に対して与えられる単位数は次のとおりである。（学則第18条参照）

(1) 講義・演習

2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 4) \times 15 = 90 \text{ 時間} \quad 90 \div 45 = 2 \text{ 単位}$$

通年30週の場合は4単位

(2) 実験・実習・製図・実技

2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 1) \times 15 = 45 \text{ 時間} \quad 45 \div 45 = 1 \text{ 単位}$$

ただし、授業時間外の自習によって準備または整理を行う必要のある科目については、その程度に応じて単位数を増加してある。

また、学則第18条の2に基づき、各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間とするものの、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果がある場合、この期間を変更する場合がある。科目によってはクォーター開講（前期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合があるが、詳細は授業時間表で確認すること。

3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、試験（中間試験その他の評価を含む）によりその成果を判定した上で単位を与える。この場合の履修とは単位制度に基づくものであって、所定の単位を修得するためには必要な時間数の授業を受けていなければならないことは勿論、定められた時間数の自学自習が行われていなければならない。

なお、履修したが合格点に達しないため単位を与えられなかった科目のうち、単位を修得しておかなければならない科目は、次年度以降に低学年の授業時間表に従って再履修しなければならない。

4. 標準履修法

学生は4年次においてはその1/2～2/3の時間を卒業研究に費やすので、3年次終了までに、各学科の卒業研究着手条件を、余裕を持って満たしておくことが望ましい。そのための目安として、各学期に20単位程度修得できるような履修計画を立てる必要がある。

2. 授業科目

1. 科目の区分

授業科目はその内容により、「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「知識工学基盤科目」「専門科目」の各区分に分ける。それぞれに属する各授業科目については“教育課程表”に記載されているので同表を参照すること。

また、「教職課程」に区分される科目については、別途“教育課程表”が編成されているので参照すること。

2. 科目の種類

授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目に分けられる。その定義は次のとおりである。

- (1) 必修科目……………必ず履修しなければならない科目（教育課程表中の○印）
- (2) 選択必修科目……………学科で指定された科目の中から選択して履修しなければならない科目（教育課程表中の△印）
- (3) 選択科目……………自由に選択して履修できる科目（教育課程表中の無印）
- (4) その他、学科によっては、学科独自の選択必修科目を設けている場合がある。

なお、科目の選択は各自の履修上慎重な配慮を要するものなので、選択にあたっては必ず「3. 履修心得」の項を参照すること。

3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）

1. 卒業の要件

本学を卒業するためには4年以上在学して、次の表に従ってそれぞれの区分の単位を修得する必要がある。

なお、この表は各自の履修の基準になるので学年始毎に参照すること。

区 分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	2単位
外国語科目	8単位
知識工学基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	110単位
自由選択 ※	14単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。
（以下、3. 自由選択を参照）

2. 科目区分【教養科目・外国語科目・体育科目・知識工学基盤科目・専門科目】

- (1) **教養科目** 「教養科目」区分における必要最小単位数は10単位である。この中には、「教養ゼミナール」「教養特別講義」をそれぞれ4単位まで算入できる。なお、それぞれ4単位を超えると、卒業要件に算入できない修得単位（卒業要件非加算の特別履修）となる。
- (2) **体育科目** 「体育科目」区分における必要最小単位数は2単位である。このうち、必修科目2単位は必ず履修しなければならない。つまり、必修科目2単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (3) **外国語科目** 「外国語科目」区分における必要最小単位数は8単位である。ただし、「英語科目」科目群より必修科目6単位および選択科目2単位の、計8単位を履修しなければならない。つまり、英語科目の決められた単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。必修科目以外の英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、アラビア語、韓国語は何年次に履修してもよい。
- (4) **知識工学基盤科目** 「知識工学基盤科目」における必要最小単位数は30単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。
- (5) **専門科目** 「専門科目」区分における必要最小単位数は60単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。

3. 自由選択

前記5区分の必要最小単位数の小計は110単位となるが、卒業要件（124単位）を満たすには、各区分の必要最小単位数を超えた分を合算して14単位以上修得しなければならない、この14単位分を「自由選択」とする。

また、“卒業要件加算となる特別履修（他学科科目や他学部科目、他大学との単位互換科目など）”の履修も、「自由選択」として取り扱われる。

4. 履修方針の作成

- (1) 学期の始めに当たっては、「教授要目（シラバス）」を熟読するとともに入学した年度の教育課程表を充分理解した上で、各自1年間の履修方針を定めること。
- (2) その学期の授業時間表に基づいて、必修科目、選択必修科目、選択科目の順に、履修方針に基づいて選択し、履修登録をしなければならない。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度のもとでは、授業時間表に組まれている選択科目の全てを履修することは難しいので、科目選択に当たっては、クラス担任・アカデミックアドバイザー等教員等の助言を受けて、適正に選択することが必要である。
- (4) 所属学年に組まれている授業科目はその学年で修得するよう努力すべきである。次の年度で再履修しようとしても授業時間が重複して履修できない場合があるからである。

5. 履修登録の流れ

履修登録とは、その学期に履修する科目を登録することである。登録は必ず指示された日までにWEB上の登録システムで行わなければならない。この手続を経ない科目は、たとえ受講して試験に合格しても単位は与えられない。以下は、履修登録に関する各学期の流れである。

(1) 履修科目の選択期間

学期開始から履修登録までに約1週間の期間がある。

(2) 履修科目の登録

当該学期に受講する科目はWEB上にて履修登録を行う。なお、登録期間後の履修科目の追加はできない。また、本人の不備による履修登録の誤りは、すべて自己の責任となるので、特に注意が必要である。

(3) 履修登録の確認

履修登録の約1週間後、履修科目が正しく登録できているかを確認する機会を設けている。万一、登録に間違い等があった場合は、ただちに教育支援センターに相談すること。

(4) クォーター開講科目の履修登録

科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する必要があるが、履修登録の手続きについては「前学期」「後学期」として学期ごとに行う必要があるので注意すること。

6. 習熟度別クラス編成・履修免除

授業科目によっては、習熟度に応じたクラス編成をする場合や、履修を免除する場合がある。それぞれ詳細は、当該科目教育課程表の頁や、別途配布される「授業時間表」の注意事項を参照すること。

(1) 数学

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、関連する基礎科目の履修を指定する場合がある。

(2) 英語科目

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、習熟度別に編成したクラスを指定する場合や、履修を免除する場合がある。

7. 履修登録単位数の制限

(1) 登録単位数の制限（平成26年度以降の入学者）

1学期あたりの履修登録可能な単位数は、**24単位を上限**とする。

通年の科目は、単位数に1/2を乗じた値を1学期分の単位数とする。

(2) 履修登録単位数の上限対象外とする科目

この制限には、再履修科目、他学部・他学科科目、他大学単位互換科目を含める。

一方で、以下の科目は制限に含めない。

科目種類	科 目 例
集中講義で行う科目	☐ 「応用体育(1), (2)」で、スキーなど集中授業で行う科目 ☐ 夏期・春期など、集中講義として行う科目（授業時間表に特定曜日時限が割り当てられていない科目）
ボランティア関係科目	☐ 「ボランティア(1), (2)」
インターンシップ関係科目	☐ 「インターンシップ(1), (2)」
海外体験関係科目	☐ 「海外体験実習(1), (2)」 ☐ 本学が実施する海外体験プログラムで、卒業要件に認定する措置を行った場合の科目
卒業要件非加算で履修する科目	☐ 他学部・他学科科目の履修のうち、各学科において「卒業要件に含めない」としている科目など、「卒業要件非加算の特別履修」として履修する科目 ☐ 教職課程が開講する科目で、卒業要件非加算の科目 <u>注意：卒業要件非加算の特別履修であるが、履修登録単位数の上限に含める科目</u> 「教養ゼミナール(1), (2)」「教養特別講義(1), (2)」について、それぞれ4単位を超えて履修した場合の科目、および「特別講義(1), (2), (3)」について6単位を超えて履修した場合の科目は、「卒業要件非加算の特別履修」となるが、履修登録単位数の上限には含めるので注意すること。
教職課程開講科目	☐ 教職課程が開講する科目で、卒業要件には加算されるが、教員免許状取得のために、履修登録単位数の上限対象外として認める科目（主に教職課程が開講する科目であるが、詳細は確認すること）
博物館学芸員課程科目	☐ 自然科学科の教育課程表の中に含まれる、博物館法および同法施行規則で定める「博物館に関する科目」に該当する科目

8. 履修登録上の注意**(1) “再履修”として取り扱う履修**

- ・過去に不合格になった科目を再度履修する場合。
- ・過去に履修したことがない科目でも、自己の学年よりも低学年に配当されている科目を履修する場合。
- ・過去に履修したことがない科目でも、留年歴がある学生が科目を履修する場合。

(2) 合格科目の再履修はできない

既に合格（単位修得）した科目を再度履修することはできない。すなわち、一度履修して合格した科目の成績評価は変更できない。

(3) 高学年配当科目の履修はできない

自己の学年よりも高学年に配当されている科目は履修できない。

(4) 履修条件のある科目に注意

科目履修条件が設定されている科目は、その条件に定められた科目をすべて合格していない場合は履修できない。

(5) 履修者指定のある科目に注意

科目によっては、所属学科・クラス・班などによる履修者指定をしている場合がある。また、授業開始前の希望者事前審査や、授業開始時の出席により、受講者指定や人数制限をする科目もある。

(6) 2年次以降の履修登録の際には、さらに、次のことに注意すること

- ・履修する科目は、再履修を含めすべて登録すること。
- ・低学年の必修科目と所属学年に配当されている必修科目の授業時間が重複している場合は、低学年の科目を優先して履修すること。

(7) 他学科・他学部・他大学の科目の履修

他学部や他学科、他大学などの科目を履修する場合についてはWEB上での登録ではなく別途申請が必要となる。詳細は「14. 他学科・他学部・他大学の科目の履修」を参照のこと。

4. 授業時間

各時限の授業時間は次のとおりである。

時 限	1	2	3	4	5
時 間	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40

5. 休講措置

学校行事や担当教員の都合などにより授業を休講とする場合がある。その場合は事前に大学ホームページやポータルサイト等にて連絡する。なお、休講の掲示やその他特段に指示がなく、授業開始時間から30分以上経過しても授業が行われない場合は休講の扱いとする。

6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による気象警報発表時の授業措置

1. 交通機関がストライキ等により運行停止した場合

(1) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止した場合

次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前9時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時までにスト等による運行停止が解除されない場合	→	全日休講とする

(2) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止しない場合

JR東日本の電車その他が、ストライキ等により運行を停止しても、授業は平常どおり行う。

2. 台風による暴風警報が発表された場合

東京地方（23区西部、23区東部）および神奈川県東部に暴風警報が発表されている場合、次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までに暴風警報が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前6時から午前9時までの間に暴風警報が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時以降に暴風警報が解除された場合	→	全日休講とする

なお、暴風警報が発表されていない場合でも、気象状況は時間の経過とともに変化することが想定される。状況に応じて休講の措置をとることもある。大学発表の情報を必ず確認すること。

また、授業開始以後に暴風警報が発表された場合は、学内放送等で授業措置の情報を発信する。

3. その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講ずる場合がある。

4. 上記の措置を行う場合、直ちに大学ホームページおよびポータルサイトへ掲載するので、各自で確認すること。

7. 科目試験

1. 試験の内容

定期試験は、全学一斉に期間を指定して行う試験で、前期末の「前期末試験」と、学年末の「学年末試験」がある。また、クォーター開講科目の場合は、クォーター終了時点で「前期前半末試験」「後期前半末試験」という定期試験を設定する。なお、担当教員により、これらの指定期間とは別に、授業期間中にこれらの試験に準ずる試験を行う場合がある他、中間試験その他を行うことがある。また、レポート、論文等をもって試験に替える場合がある。

受験に際しては次の事項に留意すること。

- (1) 試験科目、試験の日時および場所は予め掲示する（その際に受験についての注意事項を併せて掲示する）。
- (2) 次の何れかに該当する者は試験を受けることはできない。たとえ受験しても無効とする。
 - a. 科目の履修登録をしていない者
 - b. 学生証を所持しない者
 - c. 試験開始後20分以上遅刻した者
- (3) 受験の際は学生証を必ず机の上に置かなければならない。
- (4) 答案用紙の学籍番号、氏名の欄は、必ず消せないボールペンで記入しなければならない。
- (5) 試験開始後30分以内の退場は許可しない。
- (6) 病気・負傷、大学に向かう途中の事故又はやむを得ない正当な事由により受験できなかった場合は、欠席届に診断書又は証明するものを添えて教育支援センターに提出しなければならない。

2. 定期試験の試験時間

定期試験の試験時間は次のとおりである。なお、各時限60分を原則としており、平常の授業時間と異なるので注意すること。

時限	1	2	3	4	5	6	7
時間	9:00～10:00	10:20～11:20	11:40～12:40	13:40～14:40	15:00～16:00	16:20～17:20	17:40～18:40

3. 試験の際に不正を行った者の取り扱い

本学部学生が、試験（単位互換により、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」および「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、「当該学期に実施する全ての科目試験の評価を不可（0点）にする」とともに、「10日以上停学または退学」とする。

- (1) 試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に行う試験の他、担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として行う試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらのすべてを「当該学期に実施する全ての科目試験」として取り扱う。
- (2) 「停学」の期間は在学年数に算入する。
- (3) 「停学」の執行開始は、処分を決定した日の翌日からとする。
- (4) 処分の内容は決定後公示する。

注1：下記のような場合は不正行為と断定する。

- (a) 代人に受験させた場合
- (b) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合
- (c) 問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合
- (d) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合
- (e) 他人の答案を見たと認められる場合
- (f) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合
- (g) 言語、動作をもって互いに連絡している場合
- (h) 教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合
- (i) その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為（例えばメモ、ノートを机の上に置いている場合や所持している場合等）を行った場合
- (j) 携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に着けていたりした場合

注2：不正行為は試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受ける。

注3：処分を受けると当該試験学期に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、ほぼ確実に1年以上の卒業延期となる。

8. 科目成績

1. 成績の発表

- (1) 成績は8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）と3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目および通年配当科目）の2回発表する。
- (2) 成績は発表と同時に効力を発生するものとする。
- (3) 卒業の要件を満たして卒業資格を認定された者は、3月に本学内に掲示する。

2. 成績の評価

学業成績の評価を、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とする。

3. 成績順位の算定方法

成績順位は、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）方式により算定される。計算式は以下のとおりで、算出された評定値の大きい順に順位がつけられる。

$$\frac{(\text{秀の科目単位数} \times 4) + (\text{優} \times 3) + (\text{良} \times 2) + (\text{可} \times 1) + (\text{不可} \times 0)}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

- (1) 評価値算出対象科目は「卒業要件対象科目」とする（卒業要件非加算の単位数は含めない）。
- (2) 評定値算出には不合格科目も対象とする。
- (3) 不合格科目を再履修した場合は、分母の履修単位数の変更はせずに、分子のみ最新評価結果に変更して算出する。
- (4) 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目については、分母（履修単位数）に含めない。
- (5) 評定値が同じ場合には、分子が大きいものを上位とする。分子も同じ場合には同順とする。

9. 単位修得状況や成績に関する指導

① 単位修得状況による指導

1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。また、**1年次終了時に修得単位が20単位未満**の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行う。なお、いずれの場合も上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含めない。また、途中に休学がある場合はその期間を考慮して対応する。

② GPAによる指導

各年次終了時に、GPAが0.6未満の者には、退学勧告を行う。

10. 3年次進級条件

2年次終了時に修得単位が60単位未満（卒業要件非加算の単位数は含めない）の者は、3年次へ進級できず2年次に留年となる。

11. 卒業研究着手（4年次への進級）条件

4年次になると各研究室に所属し、「卒業研究（通年6単位）」に着手するが、下記の条件を満たしていなければ着手できず、3年次に留年となる。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 3年以上在学していること。 | …休学期間は在学期間に算入しない。 |
| ② 100単位以上を修得していること。 | …卒業要件非加算の単位数は含めない。 |
| ③ 各学科の定める卒業研究着手条件を充たしていること。 | …各学科の頁を参照すること。 |

注意：「卒業研究」は学年始めの4月からはじまる。年度途中に着手条件を満たしても、着手は翌年度4月となる。

また、3年次終了時まで短期間でも休学期間があると、①の条件が満たせず、着手は翌年度4月まで延期されることになるので十分注意すること。

12. 修業年限と卒業延期

1. 修業年限

本学を卒業するためには4年以上在学しなければならない。在学年数は8年を超えることはできない。さらに1年次、2年次を合わせて4年を超えて在学できない。ただし、休学中の期間は在学期間に加えない。

2. 卒業延期

4年を超えて在学する場合は、4月30日までに定められた所定の学費を納入しなければならない。履修届出については前年度までの方法と同じである。

なお、卒業延期者に対しては、科目試験については学期末毎に、卒業研究については2カ月毎に審査が行われて卒業に必要な条件が満足されれば、前者については学期末に、後者については2カ月毎の月末に卒業資格が認定される。

13. 教職課程の科目の履修

教職課程登録をした学生が教職課程開講科目を履修する場合、単位認定の取扱いは、科目ごとに詳細に定められており、さらには学科によっても異なる場合がある。

履修にあたっては、「教職課程」説明頁や、所属学科の「履修上の注意事項」を参照すること。

14. 他学科・他学部・他大学の科目の履修

1. 特別履修

所属する自学科の教育課程表（「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「知識工学基盤科目」「専門科目」）に属さない科目の履修を「特別履修」とする。これらに該当するものとして、**自学部内他学科の科目・他学部の科目・他大学の科目**（協定を結んでいる大学に限る）などがある。これらの特別履修は、“卒業要件加算”とする場合と“卒業要件非加算”とする場合がある。

なお、各学科により、取り扱いが異なる場合があるので、以降の説明の他に、所属学科の「履修上の注意事項」を参照すること。

卒業要件加算		卒業要件非加算
所属する学科の教育課程表		
教養科目		自学部内他学科の科目の特別履修
体育科目	「共通分野 教育課程表」参照	
外国語科目		
知識工学基盤科目	「所属学科 教育課程表」参照	
専門科目		
教職課程		他大学の科目の特別履修（協定を結んでいる大学に限る） 工学院大学／芝浦工業大学／東京電機大学 東京理工系4大学として4大学相互の単位互換協定を結んでいる協定校。 駒澤大学（経済学部） 本学知識工学部経営システム工学科と協定を結んでおり、当該学科の学生のみを対象とする。
「教職課程 教育課程表」参照		

2. 自学部内他学科科目の特別履修

自学部内の他学科で開講される科目は、原則として次のとおり履修することができる。

他学科における科目区分と科目種別			履 修 の 可 否
他学科の教育課程表	知識工学基盤科目	所属学科の同一名称科目	履修できない。 (再履修の場合で特例を認めることがあるので教育支援センターに確認すること)
		所属学科の類似名称科目※	原則として履修できないが、卒業要件非加算の特別履修としてなら履修を認めることがある。
	専門科目	所属学科の同一名称科目	卒業要件加算の特別履修として履修できる。
		所属学科の類似名称科目※	卒業要件加算の特別履修として履修できる。
		所属学科にない科目	卒業要件加算の特別履修として履修できる。

※「類似名称科目」とは、以下のような場合を指す。

- ①「物理学(1)」 「物理学」のように、番号だけが異なる科目
- ②「〇〇概論」「〇〇汎論」など、同一のキーワードが科目名になっている場合
- ③ 講義内容が酷似している科目も同様に扱う

(1) 履修の手続き

履修する場合は、「特別履修申告書」(各自ポータルサイトよりダウンロード)に必要事項を記入の上、第1週目の授業に出席し科目担当者の認印を受けてから、世田谷キャンパス教育支援センターに提出すること。履修にあたっては、教育支援センターに備え付けの該当学部「学修要覧」、「教授要目」、「授業時間表」を参考にすること。

(2) 履修の制限

- ・所属学年よりも上の学年の配当科目は履修できない。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合は、当該学科の学生が優先される。

3. 他学部の科目の特別履修

他学部で開講される科目の履修については以下のとおりである。

(1) 履修の手続き

履修する場合は、「特別履修申告書」(各自ポータルサイトよりダウンロード)に必要事項を記入の上、第1週目の授業に出席し科目担当者の認印を受けてから、世田谷キャンパス教育支援センターに提出すること。

履修にあたっては、教育支援センターに備え付けの該当学部「学修要覧」、「教授要目」、「授業時間表」を参考にすること。

(2) 履修の制限

- ・履修の可否は、自学部内の他学科で開講される科目の取り扱いに準ずる。
- ・所属学年よりも上の学年の配当科目は履修できない。
- ・履修順序の指定がある科目で、前提となる科目を履修していない場合は、当該科目を履修することはできない。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合は、開講学部の学生が優先される。

(3) 試験日程および成績評価

履修科目の試験日程および成績評価は、開講学部の日程および基準による。

4. 他大学の科目の特別履修

(1) 東京理工系4大学単位互換

東京理工系4大学の交流協定に基づき、工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学で開講される科目のうち、単位互換可能科目を所属学科の許可を得て履修することができる。修得した科目は学則で定める最大の単位数までを卒業要件に算入できる。ただし、本学において開講している科目と同一内容の科目については、履修を許可しない。単位互換が可能な科目と履修手続は世田谷キャンパス教育支援センターで確認すること。他大学での受講については、クラス担任あるいはアカデミックアドバイザーの指導・助言を受けること。

(2) 駒澤大学（経済学部）との単位互換（知識工学部経営システム工学科のみ）

駒澤大学との単位互換制度に関する協定に基づき、知識工学部経営システム工学科においては、駒澤大学経済学部で開講される科目のうち、単位互換可能科目を本人所属学科の許可を得て履修することができる。修得した科目は学則で定める最大の単位数までを卒業要件に算入できる。単位互換が可能な科目と履修手続は世田谷キャンパス教育支援センターで確認すること。他大学での受講については、クラス担任あるいは各アドバイザーの指導・助言を受けること。

15. 学部・大学院一貫教育

高度に科学技術が発展するとともに、知の専門化、細分化が進み、国際競争が激化する現代社会においては、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる深い専門知識と幅広い応用力を持つ人材が求められている。そのため、本学でも大学院に進学し学修を継続する学生が多いが、学部教育と大学院教育を滑らかに接続し効果的に学修できるよう、「学部・大学院一貫教育プログラム」が用意されている。将来の職業を早い段階から見据えて、この「学部・大学院一貫教育プログラム」を有効に活用して欲しい。

1. プログラム内容

以下に、本プログラムの特色を述べるが、これらを実現するにはプログラムに参加し、十分な成果を挙げることが条件であることは言うまでもない。また、以下の内容を含め、プログラム内容は各学科、各専攻が特色ある内容を用意しているので、詳細は各学科教務委員等に問い合わせること。

(1) 大学院授業科目の先行履修

本プログラムへの参加が認められた学生のみ、大学院各専攻が指定する大学院授業科目を先行して履修する事ができる。これにより、大学院での学修・研究に時間的余裕を確保でき、より充実した大学院での成果を見込める。

(2) 卒業研究の早期着手・修了

本プログラムを選択し、在籍学科が認めた場合には、卒業研究を3年後期から開始することができる。

さらに、卒業研究が順調に遂行され、学科が卒業研究として十分な内容であると判断した場合には、4年前期末で卒業研究を終了し、大学院修士課程の研究へと進む事ができる。

(3) 大学院修士課程在学中の学外研修

卒業研究を4年前期末で終了できた学生または4年終了時に大学院授業科目を10単位修得した学生は、余裕を持った充実した大学院生活を送れるが、その活用方法にはさまざまな選択肢が考えられる。

指導教員の指導のもと、より充実した研究活動に充てる、国内・国外のインターンシップに充てる、海外留学に充てる、他大学や学内の他研究室での研究参加に充てるなど、有意義に活用して欲しい。

(4) 大学院修士課程の早期修了

4年前期末で卒業研究も含めた卒業要件を満たし、かつ、大学院A日程入試に合格している学生は、4年後期から大学院修士課程の研究に着手でき、大学院で定められた修士課程早期修了要件を満たすことで修士の学位を1年間で取得する事が可能である。

例えば、1年早く博士後期課程に進学する事ができ、その後、博士後期課程でも早い時期に十分な成果が挙げられれば、大学院修士課程、博士後期課程全体を3年間で修了することも可能である。

2. プログラム参加について

本プログラムは大学院に進学する優秀な学生を対象としたプログラムであり、その参加資格、手続き時期は以下のよう定められている。本プログラムに参加する学生のみが、「大学院授業科目の先行履修」を始めとする上記「1. プログラム内容」の適用可能性を有する。本プログラム内容の適用を希望する学生は必ず当該時期に手続きを行うこと。

(1) プログラム参加資格

以下に示すいずれかの時点において、条件を満たしている学生が本プログラムへの参加資格を有する。

- ・ 3年後期開始時点： 3年前期終了時点での成績（G P A）が学科上位2分の1以内であること。
- ・ 4年前期開始時点： 大学院A日程入試推薦基準を満たしていること。
- ・ 4年後期開始時点： 大学院B日程入試に合格していること。

(2) 手続き時期と方法

上記のように、3年後期開始時点、4年前期開始時点、4年後期開始時点に本プログラムへの申請を受け付ける。

詳細は当該時期のオリエンテーションで示されるので、必ず出席すること。

16. 海外研修等への参加

知識工学部では在学期間中のある時期に、学外での研修等が行えるよう、各学科が工夫して教育課程を編成している。学外での研修等には、海外留学、海外研修、国内や国外でのインターンシップなど、さまざまな活動が考えられる。これらの活動は学内での講義や実験・演習では得ることができない貴重な経験や知識、能力を与えてくれるはずである。

この際、4年間で卒業可能であるかが大きな問題となるが、以下に示す時期であれば1もしくは2クォーターの期間を学外での研修に充てても、4年間で卒業が可能になるようカリキュラムが設計されている。ただし、単位取得状況が思わしくない場合など、当然4年間で卒業を保証するものではないので注意すること。

これらの活動が自分の将来にとって必要と判断した場合は、必ず、担任やアカデミックアドバイザーと相談して活動計画を立てること。

○：学外での研修等が可能な時期

学科			情報科学科	情報通信工学科	経営システム工学科	自然科学科
1年	前期	1 Q				
		2 Q				
	後期	3 Q				
		4 Q				
2年	前期	1 Q	○			
		2 Q	○			
	後期	3 Q	○			○
		4 Q	○			○
3年	前期	1 Q				○
		2 Q		○	○	○
	後期	3 Q	○			○
		4 Q	○		○	○
4年	前期	1 Q				
		2 Q				
	後期	3 Q				
		4 Q				

東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP）

1. TAPが目指す人材像

都市大の伝統である「実践的な専門力を有した国際人」がTAPの目指す人材像。
「英語で学び、英語で考え、英語で議論する」ことのできる学生を育てます。



2. TAPの目標

TAPは、1年次からの準備教育と2年次の5か月間の留学を合わせた2年間に亘る本学独自の国際人育成プログラム。このプログラムを通じて、国際的な視野とコミュニケーション能力を持った、時代に柔軟に対応できる人材を育成します。留学先の西オーストラリア州は、アジア、ヨーロッパ、アフリカなどのさまざまな国の出身者が暮らす多様性に富んだ州で、このような恵まれた環境の中で、グローバルに活躍するために語学力と異文化を理解する力を磨きながら、自主性や自立心を高めます。

3. プログラム概要

1年次からの準備教育では、語学準備講座と留学準備研修会を提供します。2年次の5ヶ月間は、西オーストラリア州パース近郊にあるエディスコーワン大学（以下、ECU）に留学し、英語と教養を学びます（学科により、卒業要件科目区分は異なります）。

(1) 参加対象学部学科・募集定員・派遣期間（平成29年度入学者）

工学部 全8学科	定員87名	サイクルB	サイクルAは、2018年2月～6月 サイクルBは、2018年8月～12月
知識工学部 全4学科	定員45名		
環境学部 環境創生学科	定員20名	サイクルA	
環境学部 環境マネジメント学科	定員31名		
メディア情報学部 社会メディア学科	定員20名	サイクルA	
メディア情報学部 情報システム学科	定員10名	サイクルB	
都市生活学部 都市生活学科	定員90名	サイクルA	
人間科学部 児童学科	定員 4名		

(2) 派遣先

エディスコーワン大学（オーストラリア連邦西オーストラリア州パース近郊）

(3) 参加費用

90万円・・・準備教育、航空運賃、学生寮、教材費、査証取得費用などが含まれます。

4. プログラム内容

1. 準備教育

1-1. 語学準備講座

オーストラリア留学に備えて、出発までにTOEIC550点以上の取得を目指します。授業期間中※（2学期間）、ネイティブスピーカーによるレッスンを週5日合計100回受けます（※学部学科により3学期間の場合もあり）。レッスンの内容は「読む・書く・聞く・話す」の4技能の習得に加え、プレゼンテーションスキルも磨きます。

1-2. 留学準備研修

国際人として成長するための準備として、異文化理解やコミュニケーション能力を高めるための研修を行います。研修会は、出発までに5回程度開催する予定です。その内容は、ゲストスピーカーによる特別講演、危機管理セミナー、帰国学生による「留学生活や授業についての講演」などを予定しています。

2. 留学中の授業

5ヶ月間の留学において、1stクォーター（9週間）は、ECU付設の語学学校（能力別クラス）で他国の留学生とともに英語を学びます。2ndクォーターは（7週間）は国際人として必要な教養を身につけるために、以下の科目を学びます。

ECUでの科目名	本学での認定科目名	単位数	知識工学部の科目認定区分
Improving English(1) Improving English(2)	Improving English (1)	6 単位	外国語科目・選択
	Improving English (2)	6 単位	教養科目・選択
	TOEIC Preparation	1 単位	外国語科目・必修
Collaborative Design	Collaborative Design	2 単位	知識工学基盤科目・選択
Social, Cultural and Media Studies	Social, Cultural and Media Studies	2 単位	教養科目・選択
International Relations	International Relations	2 単位	教養科目・選択
Introductory Applied Mathematics	Introductory Applied Mathematics	2 単位	知識工学基盤科目・選択

3. 現地での過ごし方

留学中はECUキャンパス内の学生寮に滞在します。5ヶ月間の長期滞在メリットを生かし、現地学生や他国の留学生との交流を深めることができます。また、ECU学生団体や寮が主催するさまざまなイベントに参加するなど充実したアクティビティを体験することが可能です。さらに、TAP参加者対象のアクティブプログラム事業（以下LBA（6（2）で説明あり）に応募し採択されれば、自らの力で交流の機会を創り出すことができます。

4. 帰国後の過ごし方

留学前と後に、TOEICテストを受験し、効果を測定しますので、自分がどれだけ成長したかを確認することができます。TAPで修得した英語力を活かすために、「海外インターンシップ」、「交換留学」、「海外フィールドワーク」などにチャレンジしてください。

5. TAPの参加方法

1年次4月の入学オリエンテーション期間中、「TAP参加募集説明会」を開催します。説明をよく理解した上で参加を検討してください。TAPは選抜制です。参加を希望する場合は、4月初旬から中旬までの募集期間中に申し込みしてください（WEBによるエントリー）。定員を超えた場合は選考があります。参加の可否に関する結果発表は、窓口及びポータルサイトにて発表します。参加が認められたら、所定の手続きを行ってください。手続きが完了した後に「TAP参加者」となります。

6. 奨学金制度

学校法人五島育英会「夢に翼を奨学金」による奨学金制度があります。

(1) TAPアワード

各サイクルにおいて参加者数の上位10%の学生に奨学金を給費します。選考は、語学準備講座の成績、ECUでの成績、留学後のTOEICテストなど英語能力テストの成績、各イベントの参加状況などを基に行います。

(2) LBA（Let's be Active in TAP）

個人又はグループから事前に活動計画書を提出してもらい、その企画が採択された場合に、活動費用として奨学金を給費します。

7. その他

上記の記載内容（開講科目名など）は変更される場合がありますのでご了承ください。

TAPに関するご質問等は以下の窓口まで。

国際センター（事務局国際部） 世田谷キャンパス1号館1階 メールアドレス kokusaibu@tcu.ac.jp



工学部・知識工学部 共通分野

教 養 科 目

体 育 科 目

外 国 語 科 目

平成 29 年度 共通分野 教育課程表

学則第 18 条別表 1-1① 工学部・知識工学部 共通分野（教養科目・体育科目・外国語科目）教育課程表

○印必修科目

区 科 系 目 群 統		授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								担 当 者 (平成 29 年度現在)	科目 ナンバ リング
					1 年		2 年		3 年		4 年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
教 養 科 目	人文学系	哲学(1)	G	2	2								大野晃徳	00-111
		哲学(2)	G	2		2							大野晃徳	00-112
		倫理学(1)		2	2								山本史華	00-113
		倫理学(2)		2		2							山本史華	00-114
		倫理学		2		2							矢島壮平	00-115
		文化人類学		2		2							鈴木洋平	00-116
		視覚芸術史(1)	G	2	2								岡山理香	00-117
		視覚芸術史(2)	G	2		2							岡山理香	00-118
		デザイン概論(1)	G	2			2						岡山理香	00-211
		デザイン概論(2)	G	2				2					岡山理香	00-212
		文学	G	2	2								秋山義典	00-119
		日本文学	G	2			2						木内英実	00-213
		西洋史(1)	G	2	2								新保良明	00-11A
		西洋史(2)	G	2		2							新保良明	00-11B
		民俗学	G	2		2							鈴木洋平	00-11C
		比較文化史	G	2	2	(2)							クレイネス	00-11D
		宗教学	G	2	2								長島大輔	00-11E
	社会科学系	社会学(1)		2	2								塚田修一	00-121
		社会学(2)		2		2							塚田修一	00-122
		社会学入門		2	2								塚田修一	00-123
		経済学(1)		2	2								伊藤潤平	00-124
		経済学(2)		2		2							伊藤潤平	00-125
		日本経済論	G	2				2					大守隆	00-321
		政治学(1)		2	2								森達也	00-126
		政治学(2)		2		2							森達也	00-127
		日本の政治	G	2			2						茨木瞬	00-221
		国際関係論(1)	G	2	2								井上勇一, 本多倫彬	00-128
		国際関係論(2)	G	2		2							井上勇一, 本多倫彬	00-129
		日本国憲法		2	2	(2)							大沼友紀恵	00-12A
		法学		2	2								大沼友紀恵	00-12B
		民法		2		2							大沼友紀恵	00-12C
		行政史	G	2	2								井上勇一	00-12D
		西洋経済史	G	2		2							新保良明	00-12E
		人文地理学		2	2								中村昭史	00-12F
		現代中国論	G	2		2							竹茂敦	00-12G
	人間科学系	教育学(1)		2	2								角田多加雄	00-131
		教育学(2)		2		2							角田多加雄	00-132
		スポーツ・健康論		2	2	(2)							渡辺, 椿原, 久保	00-133
		心理と生理		2	2								渡辺昭彦	00-134
		文化とパーソナリティ		2		2							渡辺昭彦	00-135
		学習と動機づけ		2	2								千田茂博	00-136
		発達と教育		2		2							千田茂博	00-137
		心理学概論		2	2								森山徹	00-138
		心理学入門		2	2								川村久美子	00-139
		社会とジェンダー		2		2							西山千恵子	00-13A
		国際化と異文化理解	G	2					2				山中美子	00-331
		日本文化の伝承	G	2		2							榎本宗白	00-13B
		演劇文化論	G	2				2					小林由利子	00-332
		地域福祉論		2				2					倉田新	00-231
		現代の疾病と食生活		2			2						早坂信哉	00-232
	自然・情報科学系	論理学(1)		2	2								谷川卓	00-141
		論理学(2)		2		2							谷川卓	00-142
	その他	PBL による産学協働演習		2	2								岩尾徹, 小林志好	00-151
		ボランティア(1)		1									専門学科教員	00-951
		ボランティア(2)		1									専門学科教員	00-952
		教養ゼミナール(1)		2	2	(2)	教養ゼミナールと教養特別講義は、各 4 単位まで「教養科目」区分の卒業要件として算入できる。それぞれ 4 単位を超える同科目の単位は、卒業要件に算入できない。 科目詳細は、シラバスを参照すること。						00-953	
		教養ゼミナール(2)		2	2	(2)							00-954	
		教養特別講義(1)		2	2	(2)							00-955	
		教養特別講義(2)		2	2	(2)							00-956	

教育課程表

○印必修科目

区 科 目 分 群 統	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								担 当 者 (平成 29 年度現在)	科目 ナンバ リング	
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
体育科目	基礎体育(1)	○	1	2								体育教室	01-111	
	基礎体育(2)	○	1		2							体育教室	01-112	
	応用体育(1) *集中授業あり		1			*2	*(2)					体育教室	01-211	
	応用体育(2) *集中授業あり		1			*2	*(2)					体育教室	01-212	
外国語科目	英語科目	Study Skills	○	1	2								北村豊, 三幣友行	02-111
		Communication Skills(1)	○	1	2								秋間, ゴスガ・ア・リュ・ミ	02-211
		Communication Skills(2)	○	1		2							秋間, ゴスガ・ア・リュ・ミ	02-212
		Reading and Writing(1)	○	1		2							北村豊, 三幣友行	02-213
		Reading and Writing(2)	○	1			2						森井美保, 倉持和歌子	02-214
		TOEIC Preparation	○	1				2					森井美保, 倉持和歌子	02-215
		英語でライティング&プレゼンテーション		2	2	(2)							ブラウン	02-311
		アカデミック・イングリッシュ・セミナー		2	2	(2)							日高正司, 他	02-312
		Advanced TOEIC		2	2	(2)							秋山, 松本, 他	02-313
		英語読解力養成		2	2	(2)							稲垣亜希子, 竹内裕見子	02-216
		海外・特別選抜セミナー		2	2	(2)							外国語教室	02-314
		英語文法トレーニング		2	2	(2)							日高, 三幣, 他	02-217
		英語発音・聴解トレーニング		2	2	(2)							マディーン, 三幣	02-218
		キャリア・イングリッシュ		2	2	(2)							マディーン, 寺澤	02-315
		サバイバル・イングリッシュ		2	2	(2)							マディーン	02-316
		ニュースを英語で読む		2	2	(2)							今滝暢子	02-317
		スポーツで学ぶ英語		2	2	(2)							日高正司	02-318
		映画で学ぶ英語		2	2	(2)							寺澤由紀子, 他	02-319
		文学で学ぶ英語		2	2	(2)							水戸俊介	02-31A
	音楽で学ぶ英語		2	2	(2)							秋山義典	02-31B	
	Cultural Comparison		2	2	(2)							Y C 開講	02-31C	
	Modern Society		2	2	(2)							Y C 開講	02-31D	
	科学技術英語		2	2	(2)							三幣友行	02-31E	
	外国語特別講義(1)		2	2	(2)								02-911	
	外国語特別講義(2)		2	2	(2)								02-912	
	英語以外の外国語科目	ドイツ語(1)		1	2	(2)							権平, 清水, 中村	02-121
		ドイツ語(2)		1	2	(2)							権平, 清水, 中村	02-221
		フランス語(1)		1	2	(2)							富塚真理子	02-122
		フランス語(2)		1	2	(2)							富塚真理子	02-222
		スペイン語(1)		1	2	(2)							ビクトル・バラソ	02-123
		スペイン語(2)		1	2	(2)							ビクトル・バラソ	02-223
		イタリア語(1)		1	2	(2)							V・アルベリッツィ	02-124
		イタリア語(2)		1	2	(2)							V・アルベリッツィ	02-224
中国語(1)			1	2	(2)							中川友	02-125	
中国語(2)			1	2	(2)							中川友	02-225	
アラビア語(1)			1	2	(2)							モハンマド ファトヒー	02-126	
アラビア語(2)			1	2	(2)							モハンマド ファトヒー	02-226	
韓国語(1)			1	2	(2)							白雪花	02-127	
韓国語(2)			1	2	(2)							白雪花	02-227	

卒業要件	教養科目	10 単位	
	体育科目	2 単位	右記を含むこと ○必修科目 2 単位
	外国語科目	8 単位	右記を含むこと 【外国語科目(英語科目)】区分より, ○必修科目 6 単位および選択科目 2 単位

G : 国際化(グローバル化)に対応した教養科目

「教養科目」において、「海外の歴史と文化」「我が国の歴史と文化」に関連し、国際化(グローバル化)に対応した教養となる科目に、「G」を付している。

共通分野

共通

教養科目・体育科目・外国語科目

教養科目

1. 本学の教養科目

環境、食、家族、老いなど、現代社会には特定の専門領域だけでは解決できない複雑な課題が山積している。しかも、賛成か反対か二択を迫られることが多く、そうした場面での判断には、何より客観的、合理的に自分の頭で考える洞察力、比較力、批判力、評価力などが必要となる。このような状況を踏まえれば、「教養」とは広い視野に立ち、事物を多様な視点から見ることができる複合的能力であると一先ず定義できる。その結果、以下の教養科目受講を求めたい。技術者は製品作りの過程で、営業、広報、経理など多くの部門と接触せねばならない。もちろん、技術者はこれらの部門に関し素人である。そこで、異なる専門家同士をつなぐ回路が必要となる。それが教養科目である。工学系の学生は経済学、倫理学などの履修により費用対効果、企業倫理、法令遵守の重要性などを知っておく必要がある。従って、「ものづくり」のみで終わることなく、複合的に物事を見る姿勢が望まれるわけである。卒業後を見据えた上で、文系型教養科目の履修が持つ重みを理解しよう。さらに、グローバル化が求められる中、「国際化に対応した教養科目」の区分にも目を向けてもらいたい。

2. 本学における教養科目と専門科目の関係性

教養科目の到達目標は洞察、比較、批判、評価など多岐にわたる能力の習得にある。社会に出れば、誰もが専門領域以外の多様な問題に直面せざるをえず、そのときに必要とされるのが事物を多面的に捉える視点である。つまり、これまでに習得した知識・技能などを総合的に活用して自ら判断を下し、直面する課題を自律的に解決できるのかどうか、が問われる。さらに、異なる専門分野の者同士が一つのプロジェクトを協力しながら遂行していく場合、互いの専門の結節点を探らねばならない。この接着剤・潤滑油的役割は総合的判断力を培うことを志向する教養科目によってかなえられる。以上から、教養科目の受講とは、学生が柔軟な思考力を培って主体性を鍛え、国際性を身につけ、創造性を伸ばすことを保証するためにあると言える。

このように、本学の教養科目は次のように位置づけられる。(a)教養科目は異なる学部・学科間の専門分野を関連付け、結びつけるツールであると同時に、新しい視野を学生に提供する。(b)専門外の視点を与えることで、社会人としての素養を学生に身につけさせる。(c)人生の幅広い指針を学生各自に考えさせる。

従って、教養科目は専門基礎科目と専門科目から成る有機体を包み込むと共に、そのどの分野とも関連せざるをえない広域科目なのである。

3. 教養科目の全学共通化

本学では、3キャンパス開講の、ほぼすべての教養科目を履修することができる。所属キャンパスにとらわれることなく、自分の興味関心に基づき、主体的に科目を選んでもらいたい。キャンパス間の交流が進むことにも期待したい。

履修上の注意事項

- (1) 教養科目はすべて選択科目である。大半の科目は1年次から履修できる。しかし、2年次以上など受講上の条件のある科目もあるので授業内容と条件を吟味の上、各学年で2～4科目程度の科目を選択して履修する。3年次終了時までには「卒業研究着手条件」を満たすように教養科目を修得する必要がある。
- (2) 教養ゼミナールは、名称・内容ともに担当教員の積極的な提案によって開講されている。受講者は少人数を原則とし、学科・学年を問わず履修できるので、学生同士や教員との交流も深めることができ、学生にとって極めて有意義な経験となるであろう。
- (3) 「教養ゼミナール」と「教養特別講義」は、それぞれ4単位まで「教養科目」区分の卒業要件として算入できる。
なお、それぞれ4単位を超える同科目の単位は、卒業要件に算入できない修得単位（卒業要件非加算の特別履修）とする。
- (4) 教育職員免許状を取得しようとする者は、教養科目の「日本国憲法」を必ず履修しなければならない。
- (5) 「G」を記した「国際化（グローバル化）に対応した教養科目」とは、グローバル化が問われる現代社会の中で履修を推奨される科目のことである。つまり、オーストラリアなどへの留学の有無にかかわらず、教養人として海外の「事情・歴史・文化」は知っておくべきであり、その一方で、今後、我が国の「事情・歴史・文化」を外国人に発信することが求められる。国内または国外の共通項を取り上げる科目として、履修選択の際の参考にしてほしい。

体育科目

近代文明の急速な発展は、あらゆる面で人間の生活を便利にしている一方で、人間を動かない方向に押しやってもいる。例えば、労働形態の変化、モータリゼーション、家庭生活の電化等により、我々は日常生活で体を動かす機会、特に「歩行」という人間が生きていくうえで必要不可欠な基本運動を少しずつ失ってきている。このことは単なる身体機能の低下にとどまらず各々の心身にも多くの歪みをもたらし、精神・神経障害、運動機能障害、循環器障害、退行性変化、更には代謝異常へと結びつく要因となっている。これらの多くは運動不足症候群とも呼ばれ、憂うべき現象をもたらしている。このような現状を踏まえ、本学での体育は、身体に関する基礎知識や身体運動の習慣を身につけることを目指している。

大学時代は自己のライフスタイルを確立する大切な時期であり、この確立の根本には健康な体が前提視されるであろう。「スポーツ・健康論（教養科目）」や「教養ゼミナール（教養科目）」を通して運動と健康や体力との関わりを認識し理解するとともに、実技（スポーツ）を通してダイナミックな喜びを実感（共感）し、人間がぶつかり合って関係を創り出す社会的能力を身につけてほしい。更には、ここでの経験が生涯にわたって健康的な生活を自律的に、しかも積極的に送っていく礎となればと願っている。

履修上の注意事項

- (1)「基礎体育(1)、(2)」は、1年次における必修科目である。

基礎体育(1)

1年次前期に開講され、バレーボール、ソフトボール、テニス、卓球の4種目があり、希望する種目を選び半期履修する。

基礎体育(2)

1年次後期に開講され、バスケットボール、サッカー、テニス、卓球の4種目があり、希望する種目を選び半期履修する。

※履修に際しては、指定の体育館シューズを必ず購入しなければならない。

- (2)「応用体育」は、2年次以降いずれの学年においても履修することができる全学科共通の選択科目である。

授業形態としては半期ごとに行われる通常授業と、休業中に宿泊を伴って行われる集中授業がある。

応用体育 通常授業

通常授業は、バドミントン、テニス、球技等が開講されており、種目等の詳細については、学期始めに掲示並びに授業の際にガイダンスがある。履修制限並びに履修申請の都合上、1回目のガイダンスに必ず出席すること。

応用体育 集中授業

集中授業は、夏はゴルフ、冬はスキー・スノーボードを開講している。

ゴルフは、学内での授業を3回（8月はじめ並びに9月はじめ）と群馬県にあるサンコー72カントリークラブにて2泊3日（9月上旬）の宿泊並びラウンドを行う授業となっている。経験者はもちろん、初心者でもショートコースから実際のコースまで体験できる授業となっている。

スキー・スノーボードは、岩手県にある安比高原スキー場にて3泊4日（2月上旬）の授業となっている。初心者から上級者まで対応しており、上達することは間違いない。希望者はSAJ（全日本スキー連盟）の級検定もできる。

※集中授業の履修に関しては、詳細を掲示するとともに申込用紙を14号館2階の体育事務・管理室前に置いておくので記入し、提出をすること。

なお、「応用体育」は、通常授業、集中授業関係なく履修順に「応用体育(1)」「応用体育(2)」として認定される。

外国語科目

外国語教育の目標は、国際社会においてコミュニケーション活動が円滑に行えるように、外国語の運用能力を高め、異文化を理解し、同時に自国文化の発信能力を身につけた人材を育成することにある。本学では、この目標を達成するために、「都市大スタンダード」というカリキュラムを用意している。これにより、英語では習熟度に合わせ実践的に4技能が学べるカリキュラム編成をしている。入学時に英語の基礎力を判定するプレイスメントテストを実施し、それに基づきクラス編成が行われる。さらに、学年末にはアチーブメントテストを実施し、各自の英語力を判定し学習改善を図るシステムになっている。

「都市大スタンダード」として、英語は1年次4単位、2年次2単位の計6単位が必修となる。必修の内訳は、1年次前期の「Study Skills」と「Communication Skills(1)」の2単位、1年次後期の「Communication Skills(2)」と「Reading and Writing(1)」の2単位、2年次前期の「Reading and Writing(2)」の1単位、そして2年次後期の「TOEIC Preparation」の1単位である。この必修科目は、到達目標・学習内容・評価基準が統一され、全キャンパスの学生はこの統一カリキュラムにより英語運用能力の向上を目指すことになる。

「都市大スタンダード」には選択科目（応用科目）も用意され、1科目で2単位を修得でき、卒業要件になっている。「アカデミック・イングリッシュ・セミナー」、「Advanced TOEIC」、「英語文法トレーニング」、「英語発音・聴解トレーニング」などの選択科目は、いずれのキャンパス・学年でも履修できる。（「海外～してほしいまでは削除」必修科目だけでなく選択科目にも積極的にチャレンジしてほしい。選択科目の受講により「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の4技能が伸ばせるだけでなく、異文化理解を深めることができる。

なお、英語は演習科目のため出席不良は認められない。必修科目の成績不良で単位を修得できなかった学生は、原則として再履修者クラスを受講することになる。

TOEIC、TOEFL、英検等の検定試験の受験者が高得点を得て申請を行い必修科目の受講が免除され、単位が認定される制度も設けている。学内外で行われる検定試験にも挑戦してほしい。検定試験の好成績は就職や進学に必要とされることが多い。

さらに、英語以外の外国語科目は選択科目である。中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、アラビア語が開講され、少人数学習の環境が整っている。外国語の学習はものの見方、考え方という視野の拡大につながるため受講を勧める。

語学力は学習を積み重ねて向上するため、教室での演習に積極的に参加し、予習と復習に力を入れる必要がある。外国語をマスターするには、言葉のルールである「文法」は不可欠である。短期間でそのルールを学習することは外国語学習では効率的である。そして授業で培った語学力はあらゆる場面で「使用する」ことが重要である。外国語を使うことを学生生活の一部にしてみよう。無料で利用できる学内の外国語学習の手段や、最新情報も得られるネット・メディアを有効に活用しよう。映画・ドラマ、そのCD・DVD、テレビ・ラジオの外国語講座、海外旅行、短期研修、留学などは外国語学習のモチベーションを上げることにつながる。ことばは多様な人間、文化を知るきっかけとなる。自分に合った学習環境を創り外国語を学ぼう。

履修上の注意事項

- (1) 英語は以下の6科目が必修である。

1年前期	Study Skills	Communication Skills (1)
後期	Reading and Writing (1)	Communication Skills (2)
2年前期	Reading and Writing (2)	
後期	TOEIC Preparation	

- (2) 上記6科目以外の英語科目は選択科目で、クォーター科目を除き授業は1時限半年単位で行われる。履修はいずれの学年でも可能である。なお、横浜および等々力キャンパスで開講される選択科目も履修できる。他キャンパスの授業時間を参照し、特別履修申告書により履修登録を行うこと。

- (3) 4月のオリエンテーション期間に英語基礎学力テストを実施し、その結果に基づき1年次必修科目のクラス編成、履修免除対象者の選定が行われる。結果は履修登録以前に通知されるので、結果に応じた履修申告をすること。
なお、必修4科目の受講免除を受けた場合は、指定の選択科目「Advanced TOEIC」あるいは「アカデミック・イングリッシュ・セミナー」を必ず履修すること。
- (4) 英語の必修科目を修得できなかった学生は、原則として翌年に開講される該当科目の再履修クラスで履修すること。
- (5) 「中国語」「韓国語」「ドイツ語」「フランス語」「スペイン語」「イタリア語」「アラビア語」の授業は、いずれも全学科全学年共通に、週1時限半年単位で行われ、いずれの学年でも履修できる。なお、英語科目以外の外国語科目の「・・・(1)」「・・・(2)」の履修は、順序どおり履修することが望ましい。
- (6) 英語必修科目の単位認定（履修免除）について
下記の条件①または②を満たした場合には、条件に応じて上記(1)の必修科目の一部履修を免除し、単位を認定する。どの必修科目が認定されるかはスコア次第であり、外国語共通教育センターが決定する。

認定条件①

外国語共通教育センターが実施する英語基礎学力テストにおいて履修免除に該当する学力があると認められる場合、スコアに応じて1年次開始時に実施の場合は最多1年次必修4科目の履修を免除する。また、1年次終了時に実施の場合は2年次前期必修1科目の履修を免除する。

認定条件②

以下に示す検定試験を受験し、高得点者もしくは上級合格者と認められる場合、内容に応じて最多必修科目6科目の履修を免除する。

[認定基準]

- (a) TOEFL 試験において 60 点（IBT）以上のスコア
- (b) TOEIC 試験において 570 点以上のスコア
- (c) 英検準1級以上の合格者

[手順]

学期初め1週目	該当学生はスコアカードまたは証明書を用意して外国語共通教育センターへ申請する。 (入学時の英語基礎学力テストのスコアは申請不要である)
↓	
学期初め	外国語共通教育センターがスコアや証明書をもとに成績判定を行い、申請者に通知する。
↓	
成績確定日	申請者は該当する履修免除科目の単位が取得できているかを成績表で確認する。

* なお、学期中に検定試験等を受験し、受講科目の免除の条件を満たした場合は、学期中でも申請して該当科目の受講を免除されることがある。

知識工学部 知識工学基盤科目

数 学 系

自然科学系

知識基盤系

平成 29 年度 知識工学基盤科目 教育課程表

学則第 18 条別表 1-2① 知識工学部 知識工学基盤科目 教育課程表

○印必修科目 △印選択必修科目

区 科 目 分 群		授 業 科 目	単 位 数	週 時 間 数								
				1 年		2 年		3 年		4 年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
知 識 工 学 基 盤 科 目	数 学 系	数学演習(1)	1	2								
		数学演習(2)	1		2							
		微分積分学(1)	2	2								
		微分積分学(2)	2		2							
		線形代数学(1)	2	2								
		線形代数学(2)	2		2							
		基礎確率統計	2	2								
		微分方程式論	2			2						
		ベクトル解析学	2			2						
		フーリエ解析学	2				2					
		関数論	2				2					
		代数学(1)	2			2						
		代数学(2)	2				2					
		代数学(3)	2				2					
	自 然 科 学 系	物理学(1)	2	2								
		物理学(1) 演習	1	2								
		物理学(2)	2		2							
		物理学実験	2	4	(4)							
		化学(1)	2	2								
		化学(2)	2		2							
		化学実験	2	(4)	4							
		生物学(1)	2	2								
		生物学(2)	2		2							
		生物学実験	2	4	(4)							
		地学(1)	2	2								
		地学(2)	2		2							
	地学実験	2	4	(4)								
	知 識 基 盤 系	情報リテラシー	2	2								
		コンピュータ概論	2	2								
		数値解析	2		2							
		情報社会と倫理	2			2	(2)					
		情報社会と職業	2					2				
		情報と特許	2						2			
		知識工学汎論	1	2								
		キャリアデザイン	1				2					
		専門キャリアデザイン	1					2				
技術日本語表現技法		2			2							
環境概論		2	2									
環境と社会		2		2								
科学技術史		2		2								
インターンシップ(1)		1										
インターンシップ(2)		1										
海外体験実習(1)		2										
海外体験実習(2)		2										
科学体験教材開発		2	2									
特別講義 (KE-1)	2											

卒業要件	30単位 右記を含むこと	○必修科目	
		△選択必修科目	

	必 選 の 別				備 考	科目 ナンバリング
	情報科学科	情報通信 工学科	経営システム 工学科	自然科学科		
						20-113
						20-213
	○	○	○	○		20-111
	○	○	○	○		20-211
	○	○	○	○		20-112
	○	○	○	○		20-212
	○	○	○			20-114
		△1				20-311
		△1				20-312
		△1				20-313
						20-314
						20-315
						20-316
						20-317
	△2	△2	△2	△2		20-121
						20-122
	△2	△2	△2	△2		20-221
	△3	△3	△3	○		20-123
	△2	△2	△2	△2		20-124
	△2	△2	△2	△2		20-222
	△3	△3	△3	○		20-125
	△2	△2	△2	△2		20-126
	△2	△2	△2	△2		20-223
	△3	△3	△3	○		20-127
				△2		20-128
				△2		20-224
	△3	△3	△3	○		20-129
	○	○	○	○		20-131
	○	○	○			20-132
	○					20-231
	○	○	○	○		20-232
						20-233
	○					20-234
	○	○	○	○		20-133
	○					20-134
						20-135
						20-235
						20-136
						20-137
						20-138
						20-931
						20-932
						20-933
						20-934
						20-935
						20-936

	22 単位	17 単位	17 単位	21 単位	
	△ 2 から 4 単位	△ 1 から 2 単位	△ 2 から 4 単位	△ 2 から 8 単位	

知識工学基盤科目

知識工学基盤科目は教育課程表にあるように「数学系」、「自然科学系」、「知識基盤系」から構成される。

数学系

「数学系」は知識工学部における学修の基礎となる科目である。インテリジェンスとテクノロジーの融合によって急激に変化する現代社会において、コンピュータのさらなる可能性のインパクト、広範囲かつ稠密に張り巡らされていく通信ネットワーク、物の流れとマネーの流れの複雑化・高速化、テクノロジーの発達によって知見が膨大に蓄積されていく自然科学といったように、あらゆる場面で未曾有の事態に直面している私たちが、シンプルかつ自由に考えるための武器となるのが数学である。

数学系科目では「関数」が共通のキーワードになっている。「関数」は複数の変動する量の間の関係をシンプルに一つの量と見なして扱おう、というアイデアだが、その基本的な考え方を「微分積分学(1)、(2)」で準備する。また、多数の量をひとまとめにして処理する「行列」という新しい量について「線形代数学(1)」で習熟する。そして、「関数」「行列」という豊かな情報を含む新しい量を自由に扱うための自然な設定となる「ベクトル空間」の概念を「線形代数学(2)」で導入する。1年次にこれらの必修科目で学ぶことが、その後のいろいろな専門科目のための基本的なことば・考え方になる。授業で与えられる大量のインプットに対し、論語に「学びて時にこれを習う、またよろこばしからずや」とあるように、自分なりに試行錯誤してアウトプットを生み出すことによって、数学を楽しみ理解を確かなものにするための科目が「数学演習(1)、(2)」である。特に4月のオリエンテーション期間に行なわれる基礎学力調査の結果が思わしくなかった学生には「数学演習(1)、(2)」の受講を強く勧める。数学が得意な学生にとっても自分の強みをさらに伸ばす機会となる。カントが指摘したように、すべての現象は時間と空間の中で起きる。2年次では、時間とともに変動する量が従う法則を関数の微分積分によって記述する「微分方程式論」、空間の幾何学と関数の微分積分を融合する「ベクトル解析学」、時間とともに推移する現象をその周期に着目して要素に分解し現象の核心をつかむ「フーリエ解析学」、複素数の空間へ飛び出すことによって関数の本質を明らかにする「関数論」を学ぶ。これらによって現象の数理的・定量的理解が飛躍的に精密化し拡大するのである。

自然科学系

「自然科学系」では「物理学(1)、(2)」「化学(1)、(2)」「生物学(1)、(2)」が選択必修になっており、さらに「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」が参加型体験学習として選択必修になっている。

「物理学(1)演習」は「物理学(1)」とペアになっているので、高校で物理学を充分学んでこなかった、基礎力不足を感じる学生には「物理学(1)演習」の受講を強く勧める。

知識基盤系

「知識基盤系」科目は、知識工学部で「科学」と「工学」を学ぶ学生にとって必要な知識基盤を修得するために用意されている。

まず、将来のキャリアの礎となる、大学での『アカデミックキャリア』をプランニングし、実践する力を養成するために、1年次から3年次まで3科目のキャリア教育科目を設置している。終身雇用制の前提が崩れた現代社会においては、キャリアの多様性とともに関心について考え、自らの価値観に合った職業を選択する基準を養うこと（キャリアデザイン力）の重要性が増している。大学入学当初から徐々に会社や仕事の意味を学び、自己の価値観をライフスタイル、ワークスタイルの枠組みで考える力が求められる。

1年次必修科目の「知識工学汎論」は、キャリア教育の導入として、まず、東京都市大生としての誇りと自覚を持ってもらうための「自校教育」、高校までの学習から「大学での学び」に変化することの意味、さらに「アカデミックキャリア」の重要性を説明する。次に、知識工学を俯瞰し、その延長線上にある多様なキャリア例を提示する事で、目前のアカデミックキャリアの重要性を示す。

2年次開講の「キャリアデザイン」、3年次開講の「専門キャリアデザイン」では、徐々に具体的な将来像を見据えつつ、より具体的なキャリアデザインについて講義する。

また、自分の将来像をより具体的にするために、「知識基盤系」科目では「インターンシップ(1)」「インターンシップ(2)」を開講する。インターンシップに参加する前に、申請書を提出し、研修内容や期間を確認して単位認定できるかどうかを学科が事前に判断し、研修終了後に提出する報告書に基づき単位認定が行われる。最近では、インターンシップへの参加を就職時の必須とする企業もあり、多くの学生が国内の企業、官公庁および組織体における国内インターンシップだけでなく、ドイツ、タイ等の諸外国の企業での海外インターンシップにも参加している。

これ以外にも、「知識基盤系」科目では、技術者として身につけておくべき多くの素養に関する授業が用意されている。例えば、現在の情報社会で活躍するために必要となる「情報リテラシー」「コンピュータ概論」に始まり、現代社会人として必要となる「情報社会と倫理」「情報社会と職業」「情報と特許」「技術日本語表現技法」「環境と社会」など、その講義範囲は多岐にわたる。

また、「海外体験実習(1)」、「海外体験実習(2)」は、例年、担当教員によるガイダンスを行った上で参加者を募集している。